

令和6年（2024年）9月紀北町議会定例会会議録

第 3 号

招集年月日 令和6年9月3日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和6年9月11日（水）

出席議員

1番 脇 昭 博

3番 岡 村 哲 雄

5番 原 隆 伸

7番 奥 村 仁

9番 太 田 哲 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

2番 宮 地 忍

4番 大 西 瑞 香

6番 東 篤 布

8番 樋 口 泰 生

10番 瀧 本 攻

12番 入 江 康 仁

14番 平 野 隆 久

欠席議員

なし

早退議員

6番 東 篤 布

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長	水 谷 法 夫
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	家 倉 義 光
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	直 江 憲 樹
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	宮 原 優
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	中 井 克 佳
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	長 井 裕 悟

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	鶴 田 博 樹
書 記	源 口 晴 子	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

14番 平 野 隆 久	1 番 脇 昭 博
-------------	-----------

議事の顚末 次のとおり記載する。

(午前 9時 30分)

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

入江康仁議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

入江康仁議長

それでは、日程に従い、議事に入ります。

日程第 1

入江康仁議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

14番 平野隆久議員

1 番 脇 昭博議員

のご兩名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本日の質問者は 4 人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は 30 分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第 50 条ただし書きにより、議員の質問は全て質問席から行うことを許可いたします。

最初に通告した全ての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について 1 項目ずつ質問することも可能であります。

町長等による反問については、会議規則第 51 条の 2 の規定により認めることといたします。反問に対する答弁の時間は、議員の持ち時間に含めないことといたします。

また、一般質問は通告制でありますので、通告の内容に基づいて行っていただき、要望やお願い、御礼の言葉を述べないよう十分注意をしていただきたいと思います。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることとしますので、基本的には町長から答弁をしていただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力をお願いいたします。

それでは、2 番 宮地忍議員の発言を許します。

2 番 宮地忍議員。

2 番 宮地忍議員

おはようございます。

令和 6 年 9 月議会の一般質問をさせていただきます。

議長の許可をいただきましたので、今から通告どおり、大きく分けて 3 つの内容を質問させていただきます。

まず、1 つ目からいきますが、以前にもこれ、私、何回も質問させてもらっております。大きく 1 なんです、今後の紀北町における公共交通の在り方についてということなんです、また小さく 3 つに分けてあります。

1つ目、民業との共生について、2つ目、いこかバスは取りやめ、「えがお」で代替運行を、3つ目、三重交通撤退後を考え、島勝線、河合線も「えがお」形式、もしくは10人乗り程度車両にて、町が主体となり町内業者が運行すると。これ、前も丸っと一緒のことを、私、通告して質問させてもらっております。それなので、この小さい3つは一括して考えてください、1つずつ考えるのではなくて。そのようにして質問させていただきます。

今後の紀北町における公共交通の在り方について。

8月16日には紀北町の地域公共交通会議が開催されておりますが、ここではいろいろな改善計画、改定が承認されています。今までいろんな取組を行い、ここまで進めてきていますから、今後もしっかりと取り組んでいくべきと思いますが、まず最初、このところだけちょっと答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、宮地議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、公共交通については、議員おっしゃるように、公共交通会議でしっかりと議論しながらやってまいりました。議員も一時期お入りいただいたことがありますので、雰囲気等、十分分かっていただいていると思います。ここまでいろいろ改善を重ねて、今後も改善をしていかなければいけないと、そのように思っております。

入江康仁議長

宮地忍議員。

2番 宮地忍議員

ここまでは町長とほぼ一緒の考え方かなとは思っておりますが、以前から私の意見としてこれは何度も述べさせてもらっています。民業との共生が必要、公共交通のことに关しては、私、一番言いたいのはこのことなんです。これが一番大事だというふうに、中心と捉えております。

「えがお」が運行されるようになって、町の業者の営業にかなりの影響があると思われるが、町の業者というのは福祉タクシー業者3社のことなんです、かといって、第一に考えなければならないのは、町民の交通弱者の方々のことだと思います。これらのことを総合的に考えた場合、今後の町の公共交通に民業の力、経験を取り入れ、融合させていくべきと考えますが、何回も申し上げますが、同じことで答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

民業、福祉タクシーの皆さんとの共生というか、それは大変重要なことだと認識をしております。今、「えがお」を3台運行させていただいておりまして、運転手も3人ということでございます。本来なら、この3人で3台運行はできないものと思います。今、月20日働くということだと人数的に足りません。

そうということで、その部分を、今、福祉タクシーのドライバーの皆さんにお助けいただいて、それが逆に民業との共生にもつながっているものと考えております。

入江康仁議長

宮地議員。

2番 宮地忍議員

今、大分前から、何年か前から、民業のほうで2社から1人ずつの運転手が出ておるんですが、町との接点を持つためには一つの方法かと思います。しかし、昔の私の経験上、1万円では全然経営としては成り立つ金額ではないんですが、ということをまず言い添えさせてほしい。それも分かっておるかと思うんですが、きっかけをつくって、いろんなことを民業のほうに覚えてもらって、それから「えがお」なりほかのところの町の運行をできるだけ早く兼務させてもらえるようにしていただきたいと思っとるのが私の考え方です。

今後、三重交通の撤退等を視野に入れて、10年か20年先を見据えないかんと思うんです、今の世の中、もう3年や4年先ではなくして。先をしっかりと見据え、自分たちの町は自分たちで守るという基本をしっかりとって、紀北町の公共交通を取り進めていっていただきたいと思います。

要は、民業との融合は、産業の少ない当紀北町にとって一大事業になり得るものと、全体を考えた場合。当然、業者の方も人数は増やしていかなあかんのやけど、それができるような体制を一つ一つ、10年先、20年先を見据えてつくり出していけるような町の方針を持っていてもらいたいというふうに思っています。

にぎわいをもたらす唯一の方策と私は考えておりますので、この公共交通についての最後の答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

よく分かります、公共交通で福祉タクシーとの違い。

ここで、今までもお話の中でちょっと誤解されたり、いろいろな部分があるので、そこをまず押さえさせてください。

福祉タクシーと「えがお」の違いでございますけれども、福祉タクシーは、基本的なところでは、独りでは乗り降りできない人、そして「えがお」がどなたでも乗れる方ということで区分しております。そして、なぜ我々が福祉タクシーとの共生を図るということをお話しているかという、議員がおっしゃったように福祉タクシーに影響は出ています。これは明らかなんです。

区分が違うのになぜ影響が出るかという、障害者手帳、それから介護認定、そういったものを頂いていても独りで乗れる人というのもあります。「えがお」がない間は、まあまあ手帳の程度の軽い方もみんな福祉タクシーに、認定されていますので、乗れるということで利用していました。それが「えがお」ができたことによってその方たちが流れたのであろうということも推測されます。そういう中で、我々は、料金としても、福祉タクシーの皆さんにできるだけ負担がかからないような料金設定もさせていただきました。だから、一定の福祉タクシーの方に影響を与えているということは認識しているので、そこは議員が今おっしゃったとおりだと思います。

それと公共交通のことなんです、交通事業者というのは大変厳しいルールに基づいております。特に乗り合いというのかな、乗用と福祉タクシーのような乗り合いと区分もいろいろ違います。そういう中で、やっぱり規模論がないとどうしても運営していくのに難しい部分等もございますので。

ただ、議員がおっしゃるように、今後、三重交通の撤退もあり得ます。そして、今15人以下だと国の補助金等もなくなります。そういったこともありまして、今、利便増進計画を立てることによって、3人までに減ったとしても国の補助を頂いて、三重交通も赤字を出しながら運営していただけるというような流れになっております。いずれ三重交通もいろいろ、全体を一斉にじゃなくても、こういう路線を廃止したいという申入れもあろうかと思いますが、我々はこの路線は守っていきたいということで、今、2路線であったのを3路線に変えさせていただくような提案をして公共交通会議で認められた、そういうような状況でございます。

10年、20年先を見据えたとき、こういった民業の皆さんの交通網も含めて検討していかな

ければいけないことですが、一番最初に申し上げたように、公共交通や皆さんのお知恵もお借りしながら、10年、20年後、どうすれば高齢者や移動手段を持たない方たちに利便のいい公共交通、移動手段が図れるかということを模索していかなければならないと考えております。今は完成形だとは考えておりません。

入江康仁議長

宮地議員。

2 番 宮地忍議員

いろいろ町のほうでは、我々個人が考えるより、もっといろんなことを捉えて考えてくれるとおもうんですが、とにかく最終的に到着するところは、さっきも最後に言ったように、民業が今の紀北町の交通をできるだけ全てやれるような方向へ行くべき、それが紀北町民にとっても業者にとっても一番。もうあといろんなことを考えると、私はそういうことをあんまり考えられるタイプじゃないので。

しかし、最終的に、私は昔から、ずっと若いときから、どうしたらええんかというとき、消防におるときからいろんな場面に遭ってきて、そのときにすぐ考えることは、このことをどうしたら、どっちにいったら地域住民のためになるか、その一点しか考えずにやってきたという自負が私にはあります。

ですから、こういうこともいろいろ、話合いの中でいろんな問題、難しいことが出てくるんですが、最終的に紀北町民のためになるのならばどれがええんか、一番いいかということからいくと、いろんな理論やとかあれをされると私はなかなかよく考える人間じゃないので、しかし、町民のためにはどれをしたらええんかという、今、最後に言ったようなことになると思いますので、できましたら賛同してもらえようをお願いしたいというふうに思っております。

これはもう以上で。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町民のために、まさにそのとおりの公共交通でございます。そういうことから、議員の意見も十分取り入れながらもやっていきたいと思っております。

ただ、1点だけ、我々は、基幹の地域間交通は守りながらやっていく中で、今、議員もおっしゃったように、いこかバスとか河合線、こういったものからまずどうやって転換してい

くのか、そういうことも含めて考えていきたいと思いますので、ご理解をお願いします。

入江康仁議長

宮地議員。

2番 宮地忍議員

ということをいろいろまた、私の任期中、いや町長の任期中かな、いろいろ意見を交換してやっていきたいと思います。公共交通はこれで終わらせていただきます。

2点目としまして、町の水道事業の現況及び今後の在り方についてということで、大きな2つ目なんですけど、以前にも何人かの方がこの水道事業について質問されておりますが、前回議員さんが言ったのを、私、結構パクらせてもらってちょっと今質問させてもらうんですが、水道事業の中での最も重要と思われる2つのことについて今から質問をさせていただきます。

その2つというのは、まず耐用年数を超える管路の取扱いについてと、後のほうで、気候温暖化に対する管路の抜本的な取組についてということであります。

水道事業は、町の一般会計から独立した企業会計で運用されています。現在、紀北町の管路総延長は、令和4年度末で246.3kmと聞いております。そして、水道管の法定耐用年数は、40年と法律で定められております。令和4年度末で当町の経年化管路の法定耐用年数40年超が、令和4年度では管路総延長の34.1%、84.23kmあります。毎年、1kmから2kmの経年化管路が増えてきています。更新にかかる費用は、1kmにつき約2億円近いと言われておりますが、この状況を町長はどのように考えられておりますか、答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

水道事業についてのご質問でございます。

耐用年数を超える管路についてということで、今、議員がおっしゃっていただきましたように、管路総延長246.36km、法定耐用年数である40年を経過した管路の延長につきましては、84.23km、経年化率は34.19%となっております。大変厳しい管路更新の状況となっております。基本的には財源的に独立採算でございますので、間に合っていないということでございます。今、黒字化しているのも、こういった工事量を調整して黒字にしながら、独立の会計を守っているのが現実でございます。

入江康仁議長

宮地議員。

2 番 宮地忍議員

今の答弁に対してですけれども、今後は、最低でも現在よりも経年化管路を増やさない、ということは、1年で1kmから2kmの経年化率がどんどん出てくる勘定になるんですが、将来を見据えて計画的に管路の変更を進めるべきだと思います。そうでないと、どんどん増えてきて大変なことになると思うんですが、毎年ちょっとでも経年化されとるのは計画的にやってくれとるのか。

特に、いろいろ調べた中で、隣町の尾鷲やとか大紀町なんかよりかなり古い管が紀北町では増えとるので、ちょっと町長にも嫌事になるかわからんけれども、町長が15年前になってからずっと増えとるんですよね、見ると。将来の何10億円という借金を持つことと同じような感じになるかと思うんですが。

ちなみに、町は2023年度水道事業決算を公表し、差引き純利益2,277万円、16年度から8年連続黒字を維持したと言っていますが、これは表面上のことと捉えるべきだと私は思います。実際は、古い管をちゃんとしたら黒字にはならん。法律用語であります不作為の作為という言葉があるんですが、これはしなければいけないということを分かっているがしないという意味なんです、何かこれに該当するのかなという気が私はいたします。

また、水道課では、自然災害の被災を最小限にとどめ迅速に復旧できるよう、水道施設の耐震化や災害に強いインフラ整備を進めたい。今後も、人口減少など事業を取り巻く環境は厳しさを増す。健全経営の維持で水道施設の整備や維持管理の適正化に努めたいとしています。

こういうようなことで、今もいろんなちょっと悪口みたいなことも言ったんですが、私、これはどうこう言うのではなくて、ええことをこうやってしてもらったらいいいことですので、このことを来年しっかりと見させていただきたいと思います。それに対して全体の答弁があれば。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員がご指摘のことは全くそのとおりなんです。我々もそうっております。

ただ、財源が、やっぱり独立採算でございますので、合併後、紀伊長島地区と海山地区の水道料金を統一いたしました。そこから一度も上げていないんです、うちは。そういうこと

からすると、水道経営ももういよいよのところまで来ています。これで管路の更新をもっともっと進めようとする、水道料金をどこまで上げるかと。町民の生活とのバランスがありますので、十分理解はしているんですが、どこまで町民の皆さんに負担をかけるか。水道料金に全て振り替わりますので。

近隣の市町でも、合併以来、まあいったら20年水道料金を上げていないのは紀北町だけなんです。そういうことがあって、我々としても町民のことを考えながらやってきたんですけども、もういよいよ議員のご指摘のように限界になっています。

それと、今、我々が町村会として国のほうに要望しているのが、厚生労働省から水道事業が国交省に変わりました。もうそういうところで、我々としては補助事業とか、そういったものが、いい補助事業ができるように国に要望しています。

一時期、簡水と統合しなさいと言って、簡水債である事業に対して過疎債がかけられなくなりました。だから、事業をすればそのまま払わなければいけないという状況でした。でも、今は過疎債もかけられるようになりましたが、過疎債のハードが3億円しかございません。だから、こちらの行政部門のことで使われておりますので、ハード事業として過疎債を充てるのも難しい。だから、我々は国交省に、もっと緊防債、緊自債のように70%の交付税措置がある、70%までも言わないが、半分でもというような要望をしています。そういった予算、何といても水道事業の管路更新ができないのはお金だけの問題です。

そして、今言われているように、基幹管路というのがございます。それは病院とか配水池から、そういった主なところの部分には、4分の1とか3分の1とか、そういう補助もあるんですが、まずそういうシステムを一定国のほうで考えていただかないと、今の町の単独で、今おっしゃったように約257kmあります。これを管路更新で追いかけていくと何10年もかかっていて、漏水、漏水、漏水というような感じになると思いますので、我々としては、水道料金に関してもやむを得ない時期に近づいてきたのかなと考えております。

入江康仁議長

宮地議員。

2番 宮地忍議員

ずばり、町長、水道料金を上げるべきやと思います。これはそれしかないと思います。それで、一律に上げるというのではなくして。近隣で一番安いなんか言っとったらあかんですよ。一番高いところまで持っていくぐらいにしないと。私、こんなこと言ったら票は減るかもわからんけど、まあ仕方ない、そんなこと言っとれへんですよ。

今のやり方は、今ここに現在住んどる紀北町の町民にとってはそれでええでしょう。10年先の人、20年先に住む人はかなわんですよ、こんな借金を持ち込まれたら。いろんな方法を考えて、5、6万円の年金がない人は上げない、それで幾ら以上の年収のある人は倍にする。ここにおる議員なんか5倍ぐらいにしたらどうか。町長は10倍ですよ、それからいったらね。

ちょっとむちゃくちゃな考えであるけれども、今のいろんなことを、町長の意見を聞いて難しいのはよく分かります。しかし、最終的には水道料金を上げるしかないと思います。

町長は、ひょっとしたら南海トラフ地震が来るのを待っとるんじゃないか。それによって全部……。そうでないと、何とか手を加えていかなんだら、今すぐ、来年、今年から、ずっとどんどん大変なことになる。地震でも来て全部ごっそり持っていかれたら替えてくれるやろう、国か何かが。これはちょっと乱暴な意見であります。これはまあ置いときます。

水道事業の問題点の2つ目。

以前、4年ぐらい前になると思うんですが、私が質問をしました紀伊長島地区の道瀬・古里地区の水道水の高温化、夏場で4か月間ぐらいかな、あれは。6、7、8、9か、このぐらゐの期間、24時間ずっと37度の水道水が夜中も何も出とったんですが、これをここでも説明させてもらって、水道課の皆さんといろいろ話をさせてもらって、その次の年に捨て水という形で一応解決、解消しました、その高い温度は。

町長が前、そこら辺はどこでも初め熱いですよと言ったのは大したことないんです。あんなのじゃないんですから、本当に、ここのは。しかし、また最近、特に古里・道瀬地区、それでまたほかの地域でも、道瀬や古里地区は、今捨て水してくれとるので。昔したときよりは温度が上がってきとるんですね、これもまた、しながらでも。

皆さんも分かるように、自分のところの土地でも本管から来るまでの間が全部につながつとる。私のところは、もう水源地のすぐ近くやもんでまだ一番ええ地域にあるんですが、水压でうちなんかでいったら5キロから6キロあるんですけれども、末端へ行くと3キロぐらいになっていくんですね。そこら辺になるとまたいろんなことが起こってきとるんじゃないかと思うんですが。

この問題は全国的な温暖化によるものかなと、一番問題となるのは。全体的にこれはなつてきとると思うんですが。これは大きいんやけれども、しかし飲水のことやで避けては通れない。今、しかしこれをどうしたらいいんやということは私も全然分からんのですが、このことを認識して、今後、高水温への対応を考えていかなければ、抜本的な解決策が必要であると思います。

例えばというのか、私の例えなんかさっぱり分からんのやけれども、埋設管路の深さやか、これは水道法で決まっとして、いろいろね。国道、県道、町道によって埋設も違うんですが、そういった埋設管路の深さやか長さ。もう道瀬と古里の件は、長島の紅ヶ平から来とるので長過ぎるんですね。あれ、昔ちょっといろんな政治的な配慮云々があったということは聞いとるんですが、大昔の話なんです、長さなど、町としてこれから考えていってもらいたい大きな問題であるんですが、この1点で答弁をお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これもよく分かります。実は、うちも朝、顔を洗おうとしてひねりましたら熱いと、もうその状態でした。だから、道瀬とか古里、そういった状況ではなしに、これだけ40度近い暑さがあると、どうしても管路の関係、設置しているところ、陰になっている管路、そういったもので温度のばらつきは出ております。

町としては、水道水が熱いとか冷たいというのは、もちろん夏は冷たく冬は温かいほうがいいんですが、そういったものを管理していくのはなかなか難しいと。以前、議員からご質問いただいたときも、全地区というか、全国的、三重県内でいろいろ聞かせていただきましたが、やはり同じような原因があつてなかなか難しい問題だなと。

そして、今、もう一つが、管路を深くするというのはもちろんお金さえかければできます。6 m以上10mぐらいになれば、一定の外気温の影響を受けないというようなお話もありますが、そうすると今の管路更新なんてとてもできない状況になりますので、我々も抜本的なのはなかなか難しいと思うので、うちでもそういう状況でございますので、管路の長いところは、もちろん海山区の木津とか馬瀬とか、そういったところは大変熱いお水を使っているというような形になります。そういった意味では、抜本的なやり方があれば我々もやっていきたいとは思いますが、今の段階では、私どもが調べた関係では大変難しい状況でございます。

水道水は、以前ご質問いただいて、捨て水の話ですね、ドレインバルブもつけさせていただいて、今まで以上に捨て水をさせていただいてちょっと下がったというのが議員のおっしゃっていた事例です。

入江康仁議長

宮地議員。

2 番 宮地忍議員

この水道のことに關しては、ちょっと本当に日本全体で考えんなんことかなというふうにも思うので、ちょっとなかなか1つの町では簡単にはできんことやと思います。

最後、大きな項目の3つ目ですが、南海トラフ地震を見据えた「事前復興」についてということであります。

自然災害は、地震や津波などの自然現象と社会の脆弱性の関係で発生するものであり、自然はコントロールできなくても、減災によって社会の堅牢性を高めることはできます。事前復興はその一つに当たります。町長は、この事前復興の必要性についてどのように考えておられますか、答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、事前復興の定義を少しお話しさせていただきます。

事前復興とは、復興事前準備の取組に加えて、被災後の復興事業の困難さを考え、事前に復興、まちづくりを実現し、災害に強いまちにしていくことと定義されております。例えば津波による浸水被害が想定される地域におきましては、集落や地域の継続に不可欠な公的重要施設を事前に高台に移転しておくことなどと言われております。その重要性については十分認識しております。

入江康仁議長

宮地議員。

2 番 宮地忍議員

これもちょっとパクリなんです、新聞でいろいろ勉強させてもらった件なんです、隣町の大紀町では、この事前復興が本格的に動き出しております。津波被害が想定される錦地区に集団移転場所として整備を進めています。錦トンネルの手前の海拔20mの高台で、町有地と私有地で敷地面積2万6,000㎡あります。大紀町では、本年度当初予算に町道の整備費を5,000万円計上し、水道管の整備も計画、年度内に基本構想を完成させ、27年度中の建物着工を目指しています。また、南伊勢町や鳥羽市でも、この事前復興に着手しております。

安全な場所に移転することで、災害後のまちの中心をつくることができます。これが事前復興の本質だと思いますが、答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

事前復興とはそういうものだと思っておりますので、その必要性は十分認識しております。

入江康仁議長

宮地議員。

2番 宮地忍議員

ここまでしか考えてなかったんやけど、町長の今のあれで、考えておるのは考えて、実際にやろうとする構想はいかがですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

紀北町も実際やっております。紀伊長島消防署、それから海山消防署が浸水域外に建て替えを行っておりますし、今回議論している広域ごみ処理施設も、最初中電跡地だったんですが、議員からのご指摘もあって、災害に強い場所へということで今の場所になりましたので、そういった意味では、頭でも十分整理しているし、できることから実行していきたいと思っております。

そして、この庁舎を移転するときに、防災の川口先生なんかともいろいろ相談させていただきました。事前復興は確かに重要なんやと、ですが、公共施設における利活用についての利便も考えなければいけない。もしも地域の浸水域内で、新たに建てるんじゃないですよ、そういうところで使い続けなければいけない場合は、それに伴う避難場所を速やかに用意する、速やかに逃げられるようにするというようなご意見も、平成23年に東日本大震災があってその意見をいただいて、私としてはそういう行動も頭に入れた上で、まずは消防庁舎の移転。

それから、振り返りますと紀北中のときも、あそこも津波浸水域のところが一部あるんですが、あのときに国交省にお願いしたのは、高速の道路を造るときは必ず2余分に買っている部分があるんです。だから、そういうところに避難できるところをつくってくださいということで、紀北中学校のところは、徐々に上がった上で、そこから上に上がれる避難路が国交省において設置されております。

そういうことから、事前復興、避難のことについては頭の中には入って、それらも踏まえた上で、例えば今後、老朽化した施設を建て替えるのであれば、今、議員ご指摘のような場

所がないか、十分そういう検討をしたいと思います。ただ、紀北町は、大紀町とか南伊勢と違って急峻な山がすぐ裏に控えておりますので、なかなか一定の津波の浸水域外で、そして利便を伴うような場所が少ないのも事実でございますので、ご理解願います。

入江康仁議長

宮地議員。

2番 宮地忍議員

ちょっとぐらい考えてくれとるんやけど、消防署なんか、あの人らはええけども、わざわざ西長島地区の人間、相賀地区の人間はそこへ逃げるかなという。

(「逃げるんじゃないしに……」と呼ぶ者あり)

2番 宮地忍議員

はい、分かりました。逃げるんじゃないんやね。

しかし、逃げて、そこでしばらく、1か月、2か月ゆつくりと生活できるんやなという、もう少し積極的な事前復興のことを考えてもらったほうがええかなというふうに私は思います。答弁は結構です。

これで本日の一般質問を終わらせていただきます。

入江康仁議長

これで宮地忍議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで、10時30分まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 13分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 30分)

入江康仁議長

次に、14番 平野隆久議員の発言を許します。

14番 平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

今回、紀北町の少子化対策についてと南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を通告しました。通告に従いまして、これから2問について、ただいまより一般質問を行います。

まず、1問目の紀北町の少子化対策についてであります。子どもを産み育てるための環境づくりについて質問いたします。

今回この質問をしましたのは、今年4月に人口戦略会議が発表した消滅可能性自治体では、東紀州の全ての地域が消滅可能性自治体となり、この紀北町も、2050年の総人口で現在の半数近い6,336人になるとされています。今年生まれた子どもたちが26歳になるときに想定される人口であります。要因としては、自然減や社会減が考えられます。

出生率の向上の自然減対策や人口流出の是正の社会減対策を考えると、若い人たちが働く場所の少ない当町のような地域では大変難しい問題も多く、すぐに効果が現れるような対策も望み薄いですが、手をこまねいていたら、どんどん早く消滅可能性自治体となってしまうことが目に見えています。今できることを何かしなければならぬことは確かです。

自然減や社会減に関しての大きな要因の一つとして、地域コミュニティの希薄等だと私は考えています。現在、紀北町においても、他市町とほぼ同様な子育て支援の補助を行っており、これらの支援は、子育てをするためには大変有意義で必要だと思っております。しかし、私は、多くの子どもを出産するための環境づくりと育てる環境づくりとは似て異なるものだと考えております。

地域コミュニティが希薄となっている現在において、地域コミュニティの構築は、子どもを産み育てる環境づくりに大切なことだと考えています。これらの地域コミュニティの構築と子育てしやすい環境づくりについて、町長はどのように考えられ、今後どのような対策をしていくのか、まず答弁を求めます。

また、教育長におかれても、教育環境を統括する立場として、これらについてどのように考えられているのか。

私が子どもの頃は、よく近所のおじさんやおばさんに「今からどこ行くの」とか「どこの子なの」と声をかけられ、その返事をするにより会話をしていました。今は、こちらから声をかけてもいぶかしげな顔をしたり、こちらから最初に挨拶をしてもやっと小さな声で

返してくる子や、挨拶も返してこない子たちもいます。事件が多発しているこのご時世なので、知らない人に声をかけられても返事をしないようにと家庭や学校などで教育されているかもしれませんが、少し寂しい思いをしております。これらも地域コミュニティーが希薄になっている一つの要因ではないのでしょうか。教育長に、教育環境を統括する立場としての答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地域コミュニティーの構築ということでございます。

地域での連帯感や地域社会への関心が希薄化しつつある現代社会において、地域のコミュニティー活動は、防災・防犯、福祉、環境保全、児童・青少年の健全育成など、多様な分野で大きな役割を果たすことが期待されているところでございます。

本町においては、自治会を中心に、地域での様々なコミュニティー活動が展開されています。住みよい地域や豊かさの感じられる地域社会は、そこに住む住民がお互いを尊重し合い、助け合い、心の触れ合う地域社会の形成によって成立すると考えております。今後も、コミュニティー活性化のための支援を進めるとともに、各地域における地域づくりを進めていく必要があると思います。

なお、当町のコミュニティー活動につきましては、私自身も薄れてきているのではないかと感じておりますし、議員ご指摘の挨拶、私も挨拶は大事だと一番感じておりますが、それもなかなか、こちらから声をかけなければ、ほとんどの子どもたちも向こうから声をかけてくるのが減ってきたように思います。

入江康仁議長

中井教育長。

中井克佳教育長

コミュニティーの問題について、教育委員会の見解をご説明いたします。

まず、子どもたちの表現能力をどの場面で見るとかで評価は異なってくると思います。令和の時代に入って、青年の主張、こういったものを見たり、あるいは福祉作文を通して彼らの表現した作品を読むと、みずみずしい、若者らしい感性を備えた前向きな主張を爽やかに行っているのが伝わってきます。学校が取り組む、主体的に考え、対話し、思考を深める学びの成果がうかがわれると思っています。

一方で、優れた表現力がコミュニティーの中で発揮されているかということ、それはまだ道の途中にあると思っております。原因の一つは、4年間続いた感染症の対策のマスク着用の生活だと思います。コミュニケーションを取る上で影響するのは、内容自体が7%であり、そして音量やトーンが38%に対して、表情が伝えるものは55%にもなっております。

2つ目の原因としては、行動制限がもたらした影響だと思っております。学校は、これまで身近な自然の中でたっぷりと遊ぶことで感性を高め、地域の人との出会いの中から科学や、文化や、産業や、歴史の重みを実感し、専門的な学びを深めて信頼関係や人間関係を築いていきます。労作体験や漁業体験をした後では挨拶が変わり、会話が広がっていました。

子どもたちが高めてきた表現力を、学校だけでなく、地域の中でより鍛え高めていくために、従来、学校が地域と連携して行ってきた就業体験学習や地域見学学習、自然体験学習、地域防災学習は、子どもたちと地域を結ぶ大切な学びです。その意味で、子どもたちが地域の異世代の方たちと学びを通して交流する機会が減少した影響は極めて大きかったと分析しております。

問題となっているコミュニケーション能力は、それを高めることのみが問題ではありません。変化し続けている社会の中で人とつながり、ありたい自分を自己表現していくために必要な能力です。加えて、豊かな未来をつくっていくためにも育成すべき力であり、私たち紀北町のコミュニティーがより豊かになるためにも必要な力であると考えています。

教育委員会は、子どもたちが地域とつながり位置づいていくためには、各学校区に子ども支援ネットワークという組織を設置して、学校が地域の多様な立場の人たちと良質な教育を行う目的で、双方向性のある対話と連携を深める場を設けています。さらに、取組の結果について評価と改善が行われるように、潮南・赤羽中学校と上里・赤羽の4つの小・中学校に学校運営協議会を設置して試行を行い、拡大をしているところです。

こうした組織的な活動と学びを通して、子どもたちが地域の多様な方たちとつながりを深め、子どもたちがコミュニケーション能力を高め、未来の紀北町のつくり手となり、未来の社会のつくり手となることを期待して取り組んでいるところであります。

以上です。

入江康仁議長

平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

私が冒頭に述べましたコミュニティーは、地域コミュニティーとかを含めて重要だという

お考えは、町長も教育長も同じだと思っております。コミュニティーの構築と一言で申しましても大変難しい問題だと思うんですけども、やはり今できることをしていくということが大事ですので、今後とも努力をしていくべきだと私は思っております。

それで、町長に対して、人口的な減少のことについて再度お伺いしますが、8年前の平成28年、2016年に策定された紀北町人口ビジョンの資料によりますと、2050年の当町人口は8,557人、高齢化率が50%、労働人口は15歳から65歳と考え、43%の3,707人と示されております。

また、今回の人口戦略会議の6,336人と紀北町人口ビジョンの統計を比べると、2,221人も差が見受けられます。なぜこういう差が出ているのか。委託業者に任せているため、人口ビジョンの出し方が甘かったのか。今後、また人口ビジョンの改訂版を出されるとは思いますが、人口戦略会議の数字との整合性をどのように考えているか、町長の答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

数字的には動いているのも事実です。社人研のデータをベースにしておりますので、国のほうも人口減少に一生懸命取り組んでおりますけれども、それ以上の減少が見込まれてきているということだと思います。

数字についてはそれでよろしいでしょうか。あれやったら担当に。

(「整合性はどうするんですか」と呼ぶ者あり)

尾上壽一町長

もちろん今度の人口ビジョンのときはそういったものを、広域のこともそうなんですけれども、しっかりとそれに対応していかないと、それに伴う予算が出てきますので、変えるべきところは変えていかなければいけないと、そのように思います。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

今、町長が言われたように、ある程度そぐった数字にしていかないと、いろんな先々のことがありますので。8年前ですので、改訂版はまず出される予定なのか、いつ頃出されるのか、答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当から答弁いただきます。

入江康仁議長

上村企画課長。

上村毅企画課長

人口ビジョンに関しましては、国の社人研の発表を基に、今年度、計画の改編を進めております。ですので、今年度中にはお示しできるような形で進めていきたいと思っておりますが、先ほど議員がおっしゃったように、国から委託された社人研の数値を基に、紀北町としていろんな施策を加味しながらその方向性を決めていきたいというふうに考えております。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

それでは、続きまして、子ども支援対策後の子どもの出生率について質問させていただきます。

鹿児島県の徳之島を例にとると、人口1万人弱、世帯数4,600弱で、令和4年度の健全化判断比率なし、連結実質赤字比率なし、実質公債費比率7.6%、将来負担比率30.5%で、現時点ではほぼ紀北町と同程度の健全運営であります。

しかし、紀北町は、令和4年合計特殊出生率が0.99であるのに比べ、徳之島町は、合計特殊出生率は2.25で全国1位であります。平成22年9月から始まった子育て施策として、子ども医療費無料化や令和元年10月からの保育園無償化などが実施されていますが、紀北町の合計特殊出生率は、平成23年から令和元年までは1.4から1.6で推移していたものの、令和2年は0.96、令和4年では0.99となっています。この統計を見て町長はどのように考えられているのか答弁を求めます。

また、出生率が全国1位の徳之島が子宝の島と言われる要因として、アンケートによると、「親や兄弟、近所の人など子育てを支援する人がいる」が半数近い48.5%あり、お互い助け合う心を島の人たちは結の精神と呼んでおり、結の精神の下に様々な文化や行事を通じた強い人のつながりが維持され、それが子育てにおける安心感につながっているとされ、地域で子どもを育てようとする気構え、人とのつながりを大事にする気持ちを大切に育んでいることだと徳之島の資料では述べています。

また、子育て支援と移住政策に力を注いでおり、移住した定住人口でもなく観光に来た交流人口でもない、地域の人々と多様に関わる人口を関係人口として創出してふるさとワーキングホリデーの活用、また、移住生活サポート制度を創設して子育てを含めたサポートをしているとのことであります。

紀北町においては、若い人たちが働く場所が少ないので、就労人口を増やすために企業誘致に力を注ぐと言っていますが、現実は大変難しいと思われます。しかし、ただこのまま手をこまねいていても当町の人口は必ず減少し、行く行くは消滅都市になりかねません。少しでも先進地のよいところを取り入れ、今から何かできる対策をすべきと考えますが、町長の答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

出生率のことをいただきました。

平成30年から令和4年の5か年の合計特殊出生率を見ると、紀北町が1.42とその当時なっておりました。この特殊出生率は、基本的には人口的な分母の関係で大きく変動する部分がございますので、そういった部分で変動するのはあると思います。

しかしながら、離島とか、そういったところの出生率が高いということ、これは、やっぱり議員おっしゃったように、島としての一体感があって子育てもしやすいということがあろうことと、あとテレビでも、今、島に対する若い方の移住が増えております。そういった人たちが分母の少ない中で移住されてお子さんが生まれるということが数字的にも動きやすい要因ではないかなと思いますが、基本的には、今、議員がおっしゃったように、島としての一体感、連帯感、そこら辺が大きいのではないかと考えております。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

分母の違いで出生率が出るというのは分かるんですけども、この0.99と2.25は、同じ合計特殊出生率で計算された数字の差ですので、その点をご理解をお願いしたいと思います。

離島でということ、人口的には先ほど言いましたように1万人弱で、今月で1万4,000を割った人口だと思うんです。多少の数字のあれはあるんですけども、やはりいろいろ調べてみますと、みんなで、先ほど申しましたように、地域コミュニティーで育てていくとい

う気構え、こういうことを大切にしているということが大きな要因だというアンケートも出ていますので、当町でも地域コミュニティーを上げていく、構築していくことについて、こういうところを参考にしてやっていただきたいなど。

資料としては僕も持っていますし、いろいろ調べたら分かると思いますので、そういうよいところはよいところでまねて、当町でできることをしていただきたいと思いますので、その点についてよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、コミュニケーションの欠落についてですが、少子化対策についてもしかりですが、家庭でも、教育現場でも、職場でも、コミュニケーションが大変重要であります。現在は、大人も含め、子どもたちは情報の入手にスマホを活用し、SNSで情報交換を行い、情報を発信します。これは一方的な行為で、コミュニケーションをしているとは私には到底思えません。その中で、誹謗中傷が蔓延している状況です。

今、よく全国的に言われるハラスメントについても、コミュニケーションの欠落が大きな要因であると、8月6日に当議会でハラスメントの講習を受けたとき、講師の弁護士も言われておりました。私も含め、紀北町に住まわれる皆さんがコミュニケーション能力を高めることにより、地域コミュニティーが構築されると私は思っています。町長の答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員と同じように、地域のコミュニケーションが薄れてきているというのは同感でございます。そういったものが顕著に出ている部分がたくさんあります。

その中で、議員がおっしゃった二度返しのようになるんですけれども、特に挨拶ですね。挨拶ができない子どもが多いです。声をかけると確かに戻ってくるんですよ、我々の町の子どもたち。ただ、はにかみなのか、今、議員おっしゃったように、SNSとか、そういう中に閉じこもってしまっているのか、今不審者が多いのだと、そういう理由はよく分かりませんけど。

私は、あるスポーツをやっています。そのときに一番先に言われるのが、まず挨拶ができるようにしてください、それから靴をしっかりと脱げるように、そろえられるようにしてください、そういうのがありますので、家庭の中のコミュニケーションはどうなってるのかなと思いつつも指導しているわけなんですけど。

そういったことから考えると、やっぱりコミュニケーションがしっかりと取れること、親子、

地域、上下の、高齢者とかですね、それがなければ、私、田舎という言葉が好きでよく使ってますけれども、田舎らしさ、田舎のよさが出てこないのではないかなと思っております。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

私も全く一緒の考え方で、今、先ほど言ったようにSNSを使う世代が多くあると。ただ、そういう子もいるけれども、やはりその子らにもコミュニケーションは必要だということを大人が示していく必要があると思うんです。家庭でも親が、教育現場でも先生方が、それで職場でも、例えば役場なんかでも挨拶をみんなでするとか、やっぱりみんなが、地域の大人がそういう行動を示すことによって、子どもたちも、ああ、そうすべきだなというふうに考えてくれると思うんです。

本当に、今、町長が言われたように大切なことですので、その手本を我々が見せていかなければならないのかなというふうに私は考えております。同じようなこれは質問ですので、これに対しての町長の考えの答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

職員との関係でちょっとお話しさせていただきます。

課長会なんかでよく言うのは、私も含めてなんですけれども、できておりません。先に言っておきます。まず、背中を見て人を育てられるような人間になれと私はよく言います。だから、自分の行動を律して、範としてできるような日常生活を行えということと、もう一つ職員に節目で言うのが挨拶です。挨拶は言葉の始まり、言葉は心を伝えるもの、だから挨拶は大切なんですよと。

挨拶が一番先に、声の出る初めの言葉なので、そういうことから我々が、私、全然できていませんけれども、そういう心がけをすること自体が、コミュニケーションも、人とのことも、最近パワハラだ、どうのこうのあります。同じことをしても、物の言い方とかいろいろな対応の仕方、それによって全然受け取るほうが違うわけですから、そういうことを十分考えた上で、元に戻りますけれども、恕、思いやりの心、そういったものを持って人と接することによって安心して人ともお話しできると、そのように考えております。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

昔は、確かに背中を見て学べということがありました。ただ、今は、やっぱり言葉を発して教えていくということも大事ですので、先ほど申しましたように、言葉に出してやっていくということも大事だと思っておりますので、その点についてよろしく願いいたします。

それでは、これで大項目の紀北町の少子化対策についてを終了させていただき、次に、大項目2問目の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）について質問させていただきます。

8月8日木曜日の午後7時頃、巨大地震注意が発令されてからの紀北町の初動体制はどのようなものだったのか、また、町民への注意喚起の広報体制はどのようなもので、その広報の内容はどうだったのかについて答弁を求めるつもりでしたが、これは通告していますので、これらについては、昨日の同僚議員の質問と重複しましたので、同じような答弁となるようでしたら答弁は結構です。

また、町長は、フェーズフリーという言葉をお聞きでしょうか。フェーズフリーとは、防災の専門家として活動している佐藤唯行氏が2014年に提唱した言葉で、平常時や災害時などのフェーズ、つまり社会の状態にかかわらず、適切な生活の質を確保しようとする概念であります。

これには5つの原則があり、1つは常活性、つまり、どのような状況においても利用できること、2、日常性、日常から使えること、日常の感性に合っていること、3、直感性、使い方、使用限界、利用限界が分かりやすいこと、4、触発性、気づき、意識、災害に対するイメージを生むこと、5、普及性、参加でき、広めたりできることであります。つまり、災害時には、日常時に使い慣れたものを準備し、日常時に使い慣れたものだからこそ非常時に役に立つということだと思います。

今回の巨大地震注意が発表されたことにより、各家庭で防災グッズの持ち出し袋の再点検をするよいきっかけとなりましたとの声をよく聞きます。私の家庭においても同じであり、再点検をすることにより、改めて持ち出しが不要になったものを必要なものに取り替え、また、古くなった食材などを入れ替えるよいきっかけとなりました。

今後は、今回のような発表がなくても、町として少なくとも年に1度の再点検の推進をする広報をすべきだと考えますが、これについての町長の答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

フェーズフリーということでご教授をいただきました。ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、うちも妻が一生懸命点検して、新たに袋を詰め直したり置き場所を変えたりしておりました。

臨時情報は、今回何もなくてよかったんですが、いい見直しになったのではないかと思います。今、フェーズフリーというような言葉が使われたんですけども、よくうちにいらっしゃる川口先生とか、そういう方からも、居安思危という言葉があります。備えあれば憂いなしなんですけれども、そういったことをいろいろ先生もおっしゃっていただいておりますので、今月も川口先生に講演していただくんですけども、恐らくその講演でも、今、議員がおっしゃったようなことを言っていたかと思うんですが、そういった講演もしっかりやりながら、そして自主防災会の皆さんのお力、自治会のお力も借りながら、議員おっしゃるように啓発をしていきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

今、町長が言われましたように、いろんなところで準備をすると。正直なところ、僕も、もう本当に何年も見直しはしていなかった状況だった。だから、今回ありましたので、家内が率先して、先ほど言いましたように、しなくちゃいけないということで今回して、改めてすると、本当に昔のものとか今はもう必要ないよと思うようなものも出てきて、ただ、それを全部詰めると持ち出すときに大変重くて、だから本当に今必要なものは何かということを再点検して、できるだけ優先順位をつけて、必要なものを詰めて動きやすい重さにすることで、今回、そういう意味ではよいきっかけとなりました。

例えば今まででも、やらなくちゃいけないと思いながらもなかなかそういうきっかけがなかったというのが実情で、今言われましたように、できるだけ何かのときに度々広報していただくとか、今までも言っていたと思うんですけども、行政が音頭を取って、年に1回は再点検してくださいよという広報をぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次にいきます。

災害時における関係団体との連携についてであります。巨大地震注意が発令されたとき、すぐに関係団体とどのような連絡を取り合ったのか。また、1週間たって注意期間が終了し

た後、今後また発令される可能性が十分考えられる巨大地震注意や巨大地震警戒があったときの体制について、今回不備だった点とか今後改良すべき点等を自治会、自主防災会や協力関係団体と話し合うことが重要と考えられますが、どのような打合せ、話し合いがなされたのか。

私は、何事においても、起こったことに関して、その後の反省と改善策を含めたことを検討することが大切であり、今後の対策につながるための重要な要因だと考えております。これらについてどのように考えられ、どのような行動をされたのか、答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

他団体との連携ということでございます。

今回の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）につきましては、他の団体との連携体制につきまして、県の防災対策部、警察、消防、紀勢国道事務所尾鷲維持出張所との連携は実施しているところでございます。主に警戒体制や今後の連携についての連絡を行い、地震発生・災害時に即応できるような体制を取っているところでございます。

今回初めての臨時情報だったので、いろいろと至らないところがたくさんありました。それらを議員おっしゃるように反省して、どうすればいいか。そして、これらを行っていく上では、どうしても自主防災会とか自治連合会のお力がないと役場では何もできません、いざ発災時は。だから、実際動いていただくのは地域の皆さんだと思いますので、そういう連携が国や県とは当たり前のことなんですが、その連携をしっかりと取れるようにやっていかなければいけないと思います。

ちなみに、私も各団体の長と携帯電話も交わしております。そして、今回の台風10号でも、消防団の団長さんとか建設業界の会長さんには近づいてきたときには連絡して、何かあったらお願いしますねというような直接の電話連絡もさせていただいております。

そういったことで、議員ご指摘のことは十分そのとおりだと思いますので、我々としては、しっかりそういう連携を取っていきたいと、そのように思います。

（「議長、ちょっと答弁漏れで」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

いいです。はい、どうぞ。

14番 平野隆久議員

事前の連絡は分かったんですけれども、その後、やっぱり打合せ、立場立場で思うことがいろいろとあると思うので、やっぱりそういう中で立場立場の意見を聞いて今後につなげることも大事だと思うので、そういう会議をする予定、したのか、もう1週間たって、それとも今後する予定があるのか、答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

自分たちは、行政内は対策本部会議をしておりますのであれなんですけれども、今月に自主防災会のほうの会議があると聞いておりますので、そこである一定の資料も町のほうからも提出させていただくようなことを聞いております。ただ、それが臨時情報というより防災全般のことになるか、ちょっと課長のほうから答弁いたさせます。

入江康仁議長

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

今週の末なんですけれども、自主防災会連絡協議会を開催いたしまして、そのときに、臨時情報というわけではないんですが、防災全般的で避難所運営のマニュアルとか地区防災計画の例を示させていただいて、防災対策に対する連携の話をちょっとしていきたいと思っております。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

たまたまある自主防災会連絡協議会で話をするということなんですけれども、本来、僕は、今回のこともそうなんですけれども、どんなことでもそうなんやけれども、何か起こったとき不備な点は絶対出てくるので、終わった後でやっぱりいろんな立場で、いろんな意見があると思うので、いろんな意見を聞いて、じゃ、行政としてどういうことができる、地域としてこういうことやったらこういうことをお願いする、これが一番大事だと思いますので、今ちょっとそのお考えはないみたいなんですけれども、終わった後の連絡調整会議というのはぜひ今後ともしていただきたいと。

それで、今回、自主防災会は会議があるので、ぜひそういうことも含めて議論していただきたい。本来でしたら自治会とか、いろんなところともしてほしいなんですけれども、そう

いうことも今後含めてお願いしたいと思います。

それでは、次にいきます。

災害時における要援護者の避難体制については、今回、どのようなシミュレーションを考えていたのか。巨大地震注意が発表されて今にも地震が起き、津波が襲来するのではないかという危機感を一般町民も感じ、それ以上に高齢者や要援護者の方たちは不安に襲われたと思います。紀北町にお住まいされている自分たちだけでは避難できない高齢者世帯、身障者の方がいらっしゃる世帯等の要援護者を避難させる体制はどのように行う手はずになっていたのか、答弁を求めます。

これについては、昨日、同僚議員が、障害者や高齢者など、あらゆる人を取り残さない防災の考え方であるインクルーシブ防災について質問をされていました。その中で要援護者の名簿について質問され、行政のみが管理している名簿の活用方法について質問しましたが、町長は、「名簿の公開はできません。結局地域での助け合いとなるので、地域で作成してほしい」と答弁されていました。

それならば、そのことを、基本的には役員が年度ごとに入れ替わる各地区の自治会や自主防災会に年度ごとに通達すべきであり、また申し送りを依頼すべきであります。ただ、地区では、手挙げ方式で名簿を作成するにせよ、役員が年度ごとに入れ替わるので、守秘義務のある名簿の保管方法が大変難しい現状です。だからといって、災害時には、自分では避難できない高齢者や要援護者の方たちが避難できるように方策を考えるべきであります。一度各地区の自治会や自主防災会とよい方法を検討すべきと考えますが、町長の答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これも議員がおっしゃるとおりなので、取扱いが大変難しい名簿でございます。そういったことでは、守秘義務のない方が扱われるといろいろなことが分かってまいります。

それと、前者議員にも答えたんですけれども、やっぱり行政がやると情報の更新が物すごく遅いんですね、町全体。前者議員のときも言ったですかね、私は住んでいるのは相賀です。相賀の中でも相生町というところに住んでいるんです。相生町でも、ここ1週間、10日の間でお二人お亡くなりになったんです。そういう情報がどんどん変わってきますので、地域でやっていただきたい。

だから、議員おっしゃるように、我々としては地域でやってくださいねということで、今

回も地域計画、それから地域の避難所マニュアルというものを配布させていただいて、こういうものを作ってくださいねと言うんですけれども、なかなかおっしゃるようにそれが広まっていかない。防災に得意な議員もそういうお話をしていただくんですけれども、それが地域地域でどんどん育っていかないというか、進んでいかないのも事実でございます。我々としてはそこを一生懸命して、やっぱり地域で支え合うということが地域コミュニティーにつながってくると思いますので、それは大変重要なことだと思います。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

言われることはよく分かるんです。行政としてもやっぱり情報が入ってこないで亡くなった方は分からない。ただ、地域ですと、手挙げ方式でいいですよと言っても、その方が独りで住まわれていますよということが入ってきますので、そうすると、年度年度で替わる役員がそれをずっとどういうふうに保管していくかと、これもまた難しい問題。

この問題は大変難しいということは僕自身もよく分かっているんです。ただ、こういうことが難しいので、やっぱり地域と行政とで話し合うべきではないですかという考えがありますので、よい方法をお互いで考えていくということも大事だと思うので、再度答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおり、役員も替わるんです。だから、私の個人の考えなんですけれども、あまり広範囲でやると、そういう情報を知らなくてもいい人にまで知られてしまう。

例えば先ほど申し上げた我々の相生町ですと、どこに誰が住んでいて、今、足が悪くてちょっと昨日から入院しているよと、もうこれはペーパーにするまでもなく十分知っていますので、そういう意味では、小さな単位から大きな単位に結びつけていくというようなことが要支援者の部分には必要ではないかと考えております。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

だけど、結局、今、地域でも難しい、行政でも難しい。難しい名簿がある、分からない名

簿がある、地域も分かっていない。じゃ、今回、こういうときはどういうふうに実際しようとしたか、シミュレーションを考えていたんですか、高齢者とか要支援者を助けるために。その点についての答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現時点の注意情報では、我々行政としては動き出しはなかったです。そして、避難所を長島地区、海山地区で1か所ずつ用意をさせていただきましたが、その問合せについてもなかったです。

しかし、準備情報ということは、結局、その間にできるだけ早く逃げてくれと。そういうときの対応は、警報であれば、町は要請があったらバスを出したり、そういうことも考えておりますが、1軒1軒というより、やっぱり地域単位でそういう情報もこちらへいただくという形じゃないと。

これは片田先生もよく言うんですけれども、今、行政サービスから行政サポートやと。行政にあまねく全てを丸投げすれば、行政は一人一人のところに助けに行けないというのがあるので、先ほどから議員がおっしゃるように、地域コミュニティー、そこをしっかりとやらないと、行政が幾らどたばたしても発災時は動きが取れません。

そういった意味では名簿も、いざ本当に大きなのがあって、そこに人がいるかいらないかという確認はできるんですけれども、その名簿を持ってなかなか動きは取りにくい部分がございますので、そういった部分では、答えになっていないかもわかりませんが、元に戻ってやっぱり地域コミュニティー、防災においてもコミュニティーが大事だと思っております。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

今、町長が言われたように、実際はなかなか動けないというのは分かるんですよ。それで、地域の人というのは、何でもかんでも行政がしてくれるやろうという考えは確かにあるんです。だけどできんことは確かにできん。だから、できんことはできないよということを地域と話し合うことが必要でしょうということを今言っていますので、ぜひこの点についてはお願いしたいと思います。

それでは、次にいきます。

今、実際災害が起こったときの前後の取組体制についてはどのように想定していたのか。災害前に行うことは事前復興計画であり、その計画の内容は、大規模災害が発生した場合に備え、災害の軽減や復興の円滑な実施を目的として発災前に策定される計画であり、内容として、前者議員に答弁を町長もされましたが、復興の目標や実施方針、円滑な復興を実現するために事前に実施しておくべき事項、住宅の再建や高台への移転などまちづくりの方針、仮設住宅の用地や災害ごみの集積場所の確保など、復興に向けた調整等が考えられます。

前者議員の質問にもありましたので、1点だけ。当町の事前復興計画書というのはあるんですか。ないのであれば作成すべきだと思いますが、これに対しての答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今のところありません。県とかの動きも探りながらやりたいと思いますけれども、こんなことを言うと叱られるかもわかりませんけれども、計画、やりたいことはいろいろあるんですけれども、なかなか事前復興という、先ほども前者議員に答えたんですけれども、大変難しい課題がございますので、現時点ではございません。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

そうすると、国や県から事前復興計画書をつくりなさいよという指示はされていないということなんですね。

先ほど町長の答弁では、頭の中にあるんですよということでしたけれども、頭の中にあるのはいいことなんやけれども、やっぱり町長がもしその場にいらなくても、誰かが、みんなができるような体制で、そういうのがあってもいいのかなということでしたので、ちょっと再度答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

すみません。表現の仕方が悪かったですよね。自分ではやらなきゃいけないですよという思いを伝えたかったので、やらなくちゃいけないですけども、現実には、今のところ事前

復興計画はございません。

（「なくてもいいということですかということ」を」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

全国的な状況において、策定済みの自治体が、2023年7月時点で2％に当たる30自治体となっております。策定を進めている自治体も、1％に当たる20自治体ということになっているようでございます。定めなくていいというわけではないんですが、これだけ取り組みにくい課題ではないかと思っております。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

それでは、時間の都合で次にいきます。

平成15年から、特定非営利活動法人に土木費の住宅管理費で毎年耐震診断の委託をし、昨年度までの21年間だけで総件数で1,091件あります。しかし、耐震診断をしても、耐震補強工事をした総件数は18件、率として0.0165%しかありません。

今までに耐震診断をした町民の方から聞こえてくるのは、無料なので耐震診断はしてみたものの、いざ耐震補強工事をするためにはたくさんの費用がかかるので、不安ばかりが募っているが、なかなか耐震補強工事に踏み切れないとの声をよく耳にします。能登半島大地震が今年の1月に起こってからは特に耳にし、今回の巨大地震注意がさらにその不安感に拍車をかけている状況であります。

高知県の黒潮町を例にとると、昭和56年以前に建てられた木造住宅を対象に、耐震診断は無料、耐震設計の補助に最大30万円、耐震補強工事の補助に最大125万円となっております。当町は、耐震診断は無料、耐震設計の補助に最大18万円、耐震補強工事の補助に最大120万円となっています。

補助金にも差がありますが、もっと大きな違いは、黒潮町においては、耐震設計と耐震補強工事は登録された設計事務所、工務店となっているところであります。黒潮町では、耐震設計費用や耐震補強工事費用がほとんど補助金以内で施工されているとのことで、その大きな理由は、安い金額で、工事中も引っ越しをせず住みながら工事ができると最近テレビ報道されていました。そのために、合理的な設計方法や安価な工法を研修したところだけが登録

店となるということです。

耐震改修専用の工法に関しては、愛知減災協議会が評価した工法で、既に日本国内22か所で行政の補助対象工法として認められているとのことでもあります。ぜひ当町もこのような対策を早急に検討していただくようお願いいたしますが、町長の答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、黒潮町が125万円の補助でございます。紀北町は120万円の補助でございます。補助金そのものにはあまり差はないという状況でございます。ただ、耐震に対する工法が随分と違うということです。

私も、実は黒潮町のことの研修を受けたんです。それでスライドも見せていただきました。工法の中で、天井や床は確かに触らなくていいんですけども、壁とか、そういうところへ筋交いを入れたり、そういうので大変安くできる工法でございます。

ただ、その工法がどこで開発されたか分かりませんが、黒潮町でそういうふうに行っていたら、ああ、愛知県の国立大学が低コスト工法を開発してと書いてあります。そういう状況でありますけれども、この辺りの大工さんがそれに取り組んでできる状況にならないとなかなか難しいことだと思いますが、我々としては、こういう補助金もあるので、できれば耐震化をしてほしいと、そういう思いは持っております。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

今言われたように安価な工法というのがありますので、そういう研修をして、大工さんとか設計屋さんがどう取り入れるか。難しいかも分からんけれども、難しいだけでは前へ進みませんので、ぜひやっぱりこちらでもできる方法論を考えてお願いしたいなという気がします。

僕の考え方なんですけれども、設計が大変難しいと思うんです。ただ、設計で例えば300万円出したらこれだけのことはできますよ、これだけ丈夫にできます、200万円だったらここまでしかできません、だけど安心ですよ、じゃ、100万円やったら最低これだけのことはできますと選択肢があれば、耐震補強工事をする方が、「心配だけどこまでだったらお金が出せるから、じゃ、ここまでにしよう」とか、選択肢が増えるんです。やっぱりそういう

ことを町民の方々に示して、耐震が少しでもできるようなことをしていただきたいと。

工法なんかも勉強するのは大変ですけれども、ぜひそういうことも、行政でできることを指導して方法論を見つけてほしいなと思いますので、その点についてよろしくお願ひしたいと思います。

じゃ、次にいきます。

今回の行政報告で、毎年9月初めの日曜日に行っていた町主催の防災訓練を今年は10月6日の日曜日に、南海トラフ地震とそれに伴う大津波が発生したという想定を下に行うと報告されました。今まで毎年行ってきた内容としては、津波防災を想定はしているものの、とにかく防災グッズを持って近くの一次避難場所に避難して、その後は各地区の指示に従って各自の避難訓練をしてくださいだったと思います。今回も今までと同じような訓練内容で行うのでしょうか。

しかし、今回初めて南海トラフ地震臨時情報が出されました。このような状況で、今までと同じ避難訓練の内容でよいのでしょうか。今後もまた巨大地震注意が発令される可能性は十分考えられ、むしろ、近いうちに南海トラフ大地震が起こることも大いに考えられます。少なくとも、実際起きたときの役場の初動体制の実働のシミュレーションを含め、二次避難所運営も組み込んだ防災の訓練の内容にすべきだと考えますが、答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

役場自体は、議員おっしゃるように、先ほども申し上げたんですけれども、臨時情報が出たときの体制が全て十分だったとは思っておりませんので、反省を改善につなげていかなければいけないなと思っております。

それから、地域の方は、防災訓練のお知らせの中で、最初は逃げるということで、その後に、例えば臨時情報中に、赤羽とか引本とか、そういう地域にもよりますので、それぞれ地域に応じた、例えばいざというときの部分、それから臨時情報などが出たときの部分といったものも、できればデスクワークというか、そういったこともやっていただいて、どうすべきだねという議論もしていただきたいと思いますが、結局基本は、まずそういうものが起きたときは逃げるということなので、より早くより高くなので、そこのところの訓練は町からはお願いしております。

しかしながら、その後のことはそれぞれの自主防、自治連合会で工夫していただいて、今、

議員がおっしゃるようなことも、今度の自主防災会でもそういう発言を担当課長にもしていただいて、今までと違う、臨時情報なんかが出たときにどうするかねというようなことはそれぞれの地域によって違いますので、検討していただければ幸いかなと思います。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

今のことに關しては、前者議員も言ったんですけれども、やっぱり行政が誘い水を先に出してあげるといふことも大事ですので、その点についてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後にまとめとして、町長に求めることとしては町民の身になって考えることであり、相手の身になって物事を考えることにより、気づく心が養える。気づきの心をしっかりと持ち、そして的確な判断をして、優先順位を見極め、職員に指示を出して職務を遂行させる、それが町長のいつも言う住民目線であると思ひます。

紀北町が少しでも住みやすい町となり、人口が増え、末永く存続できる町になるように願っているのは、行政に携わる者も町民も皆同じ気持ちです。そのためには、それぞれの立場でできることをすることが重要であります。行政の施策においては、公平性を基本として、限りある財政の中、熟慮することと早急にすべきことを的確に判断し、優先順位をつけ、行政運営を行っていただきたいと思ひます。

私も70歳となり、次世代の人に今後の紀北町の行く末を託すためにも、自分の行動を戒め、今までの自分の経験で得たものを残していくことも使命だと考えています。尾上町長におかれても、このような私と同じ思いでこれからの行政運営に尽力をお願いしたいと思ひます。

最後に、これらの私の考えをどのように思うのか、答弁を求めたいと思ひます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

全く的を射た指摘だと思いますので、私自身も、よく職員にも今のような気づきの問題とか、いろいろなお話もさせていただいております。我々一丸となって、行政の立場としては、住民の立場に立ってしっかりと対応していくことが大事でございます。住民の皆さんの安全・安心、それから快適な生活を維持できるように、日々、鋭意努力してまいります。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

以上で私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

入江康仁議長

これで平野隆久議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで、執行部の答弁の入替えのため、この場で暫時休憩とさせていただきます。

(午前 11時 27分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 35分)

入江康仁議長

次に、11番 近澤チヅル議員の発言を許します。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

11番 近澤チヅル、9月議会の一般質問を行います。1つ目から順々に行っていきます。

この夏は酷暑が続き、また8月には、南海トラフ巨大地震の注意報が初めて発令されました。それに伴い、全国と同じように、この地方でも地域関連の品がなくなり、一時的に水も店頭から消えました。その上物価高で、3人寄れば、スーパーに行ってもびっくり、高くなった、そして品物が小さくなったと話題になり、また、今は新米の季節なのにもう農家から米がなくなり、米価も上昇し、ますます暮らしが大変です。一方で、億万長者の方が増えております。そして、大企業は史上最高のもうけなんてテレビで流れてきて、頭に来ている状態でございます。

そのような中、上里地域では、命の水が危険にさらされ続けています。私は6月議会でも

質問しました。盛土が県条例にも町条例にも違反していると町長は答弁されました。町条例を守らせる、それが町長の第一の仕事であるはずです。また、町長自身も、いつも私と同じ気持ちであると繰り返し強調しておられます。

それから3か月が過ぎました。盛土の状況は収まるかなと思いましたが、実際には崩され、1,000m³を超えました。これでまた、この盛土についても町条例に抵触することになってしまいました。これも条例に違反するのです。ついに上里の自治会の皆さんが9月3日に署名活動に立ち上がりました。ここで、許可を得ておりますので、署名用紙を朗読させていただきます。

「大河内川沿いの盛土については是正措置を求める署名。令和6年9月30日」。3人の区長の連名でございます。

「令和5年から、大河内川沿いに県外残土が盛土されるようになりました。現在は新たな土砂の搬入は止まっていますが、上里・細野・河内地区の地域住民にとって、一向に止まらない盛土行為や上里浄水場近くまで盛土がされ、自然環境や生活環境への不安が大きくなりました。そのため、令和6年3月29日に大河内川沿いの盛土に関する要望を提出し、町から盛土の監視強化や水質検査の回数を増やすなどの取組を行っていただきました。

しかし、8月中旬に一部の盛土（坂ノ下）が崩され、紀北町生活環境の保全に関する条例（以下、町条例）に抵触する状況の盛土があります。また、令和5年9月に三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下、県条例）に抵触することが判明した盛土についても、問題が解決しておりません。こういう状況で、私たち地域住民は、自然環境、生活環境に不安を与えるこのような違法行為について厳しく対応するとともに、今後の盛土行為への規制強化のため、3点要求します」というこの署名用紙が、今、回覧板で回っているところでございます。

それでは、こういう現状の下、1、現地の状況について。

もうこの署名の中身にありますが、どういう成果、変化があったのでしょうか、全体の状況を伺います。また、6月議会で他の議員の回答に、盛土規制法が改正されることもあり、この機会に検討しなければと、そのようなお答えもありました。私が県庁に出向いたときも、職員の方から、規制指定されればやりやすくなるという話もあったように思います。また、それも程遠いものではないという話もしておられました。

それらも踏まえ、条例改正について前進があったのか、その作業は進んでいるのか、お伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、残土についてのご質問にお答えさせていただきます。

議員のご指摘があったように、大河内川沿いの盛土について、三重県が指導中の箇所については、6月10日に三重県が現地で測量を行い、盛土の面積が約2,840㎡であったと報告を受けております。依然として事業者は、三重県条例の許可申請を行うという意思表示をしておりますが、8月27日に三重県から事業者に対して、三重県条例の許可申請を行うのか否かの最終確認を文書で求めたとお聞きしております。

このことから、三重県から示された期限までに事業者が許可申請を行うと文書で回答されず、三重県条例の申請をしないこととなった場合は、今後は、町条例に抵触している事案として、弁護士とも相談しながら、紀北町で的確に対応していく必要があると思います。

今、議員がおっしゃったように、残土の搬入は今ないですが、坂ノ下の3か所の盛土が崩されている状況でございます。

（「議長、答弁漏れ。町条例の改正とかは進んでいるのかというあれもちょっと説明して」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町条例の改正ですね、これは国の盛土規制法、三重県土砂等の埋立て等の規制等に関する条例、こういったものを見極めて、どういう形で改正をするかということでございますが、三重県も今年度中に検討して行うということになっておりますので、我々も、そういうことを見極めながらやっていきたいと思っております。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

現状が話されましたが、盛土がなされている所在地も分からない、誰がしているのかも分からないような無法地帯だったのですが、県のほうでは少し進んでいるようだけれども、目に見えた変化はなく、悪化したと私は認識しました。1年が過ぎ、本当に悲しいことでございます。

町長は、6月議会での私の質問に、条例は機能してるが、業者がそれを守らないのが問題であるとおっしゃいました。今の県との取引もそうです。言い換えれば、条例を守らない悪質な業者に開き直られたら、本当に町として何もできないのでしょうか。そういうものではないと私は思います。

規則はあってもルールは破られ、注意をしても相手は聞く耳も持たないようです。このような状態の中で、条例が機能しているのに守られない、それは何が原因だと町長は考えておられますか、お伺いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

一番の原因は、先ほど議員のご質問の中にもあったように、私は行為者の責任だと思っております。行為者が条例を適切に守る、そういった行為をしないでやっていること自体がおかしいと私は思っております。

そういう中で、今、行為者が分かっていないと言われたんですけれども、名前は言えませんが、県とのやり取りの中で行為者自体は分かっております。そういうことで、我々としては、県と同じように行為者に対していろいろな、今、現時点は県でございますので、県が行為者に対していろいろ指導とか警告を出しているような状態でございます。

それと、あと坂ノ下の問題につきましては、我々といたしましては、町条例に今の段階で明らかに違反していると私自身は考えますので、それに対する対応を、この場では申し上げにくいことですが、お話をいろいろさせております。

今、大きな問題の中に一つあるのは、行為者と土地所有者が違うという事情もあります。これらに対しても、両方の方に対して我々としては文書も出させていただいておりますし、今後もこのところを、町条例、県条例を守るように、しっかりと行政として伝えていきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

少し事実が分かってきたようでございます。それを聞くにつれ、悲しいことだと思います。

今も町長はおっしゃいました、町条例を守らせるために頑張る、それは当然でございます。議員は、それがちゃんと守られているか監視をするのが仕事です。幸いにも町長は、条例は

機能しているとおっしゃっていましたが、それが守られていないのですね。

今が頑張りどきだと思いますので、もうそれしかないんです。1年も違反を結果的に放置することはあってはならないことですが、現実には問題が起き、それがさらに広がっております。私からすれば、業者が悪徳だからと注意するだけで、根本の問題にアプローチしていない。

私は、今回の場合、条例の改正になると思っております。現地での行動はもちろんですが、そこを触らなくてはもう解決できないと私は思っております。結果的にそれを放置してきたというのは、非常に罪深い行為ではないかと思えます。実際に上里の人たちは、困り果てて署名を用意しました。これでもまだ今の条例が機能しているとお思いでしょうか。また違う考えか、お伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、条例は機能していると私は考えております。そして、その条例に基づいて、行為者等に、地主等について指導をさせていただいているところでございます。

ただ、行政は、住民の方のいろいろな思いはあると思えます。そのようにストレートに動けない部分もございます。行政手続上、こういう順番に進めていかないと、また後々いろいろな問題も起きてくるというのは、私、十分認識しておりますし、以前も申し上げたんですけれども、3回、私、裁判をいたしておりますので、法との適合性、そういったものを十分重要な位置づけにして、結局そこでやっても、法との整合性が証明できなかつたら裁判でひっくり返される。裁判でひっくり返されたら損害賠償が生じます。

だから、そういうことが起きないように、行政として着実にできることから進めているということで、少し時間がかかっておりますが、今の現状は、県条例のほうで対応している部分、それから坂ノ下の部分、これは仕分けしながらそれぞれの対応を考えているところでございます。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

過去の裁判とか、そういうことは過去のことです。それを糧に前進するのが町長の務めだと思います。駄目だったからまたなんて、それは前進ではないと思います。そういうことを

恐れず、住民目線で自然を守るために全力で頑張っていたきたい。

そして、私、条例が機能していたらこういうことは起こっていなかったとずっと思っております。条例改正なしには、県が年内にしたらという話もありますけれども、県を待たずに今の条例もつくっておりますし、そういうこともできるんですから、ぜひ、住民目線とおっしゃっておられます町長、そのところに手をつけていただいて、上里の地域住民の皆さんの安心・安全を守っていただきたい、そういうことをもう一度お聞きしたいと思います。しつこいようですが、お尋ねいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

裁判を過去のことと言いましたけれども、本質はそのとおり今も生きているんですよ。法律と条例とかのこと、業者に対する配慮とか、そういったものも踏まえた上で、行政として着実に進めていって、もしも裁判になったときでも勝てるような行為を我々は今行っているところでございます。

私も、この議会ででも、残土が紀北町に入ってくるのはよくないよということで条例もつくりましたし、住民の皆様もこうやっていろいろ反対の運動もされています。十分分かっていますので、そういう感性的な、感覚的なものは分かりますけれども、行政としてやるべき手段を持ってやっているの、今、少し時間がかかっております。

それから、恐れずにということをおっしゃったんですけれども、私は何も恐れていません。条例に基づいて淡々とやっていくだけの話でございます。それと、自分の感性を抑えながらやっていきますので、別に恐れているとか恐れていないじゃなしに、違反には適切に対応していくと、そういう話でございます。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

いつもの町長のお考えだと思いますが、前進していただきたいと思います。

そして、もう先ほどから盛土規制法、法律というお話が出ております。私も、法律についていろんな方からお話、助言をいただいております。何も分からなく質問しているわけではございません。

盛土規制法は、2022年5月に制定され、2023年5月に施行されました。この背景には静岡

での盛土崩落による大規模死亡事故があったと思いますが、この規制法の概要は、今までにない厳しいものでございます。この機会に盛土規制法の概要について詳しくお話をさせていただきたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

盛土規制法なんですけれども、今言われたように、静岡で起きたことがあります。そして、我々もこの条例をつくるに当たって一番最初にスタートしたのが、山腹に無節操に、無秩序に土砂が入れられている、それが崩落したら大変なことになるんじゃないかということから始まっておりますので、盛土規制法の中でも地域指定、県の条例でも地域指定も入ってくると思うんですけれども、住民のまず安全・安心というのはそういった角度からスタートしたような部分がございます。それに、我々の町には法に適さないものも入ってきているんじゃないかということで、いろいろと検査もしながら対応しているわけでございます。

盛土規制法については、担当からお話をさせていただきます。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

それでは、近澤議員のご質問にお答えします。

盛土規制法の概要についてなんですけれども、大きく4つの項目に分かれています。

まず1つ目が、スキマのない規制という形で、盛土等により人家等に被害を及ぼし得る地域を区域指定して、被害を未然に防ぐということとなります。この規制地域の指定に関しましては、三重県で行っております。

それから、2番目は、盛土等の安全性の確保。盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定することとなっております。

あと3番目が、責任の所在の明確化。盛土が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態を維持する責務を有することを明確化しております。

それから、最後に、実効性のある罰則措置。罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する罰則について、条例による罰則の上限より高い水準に強化しております。

概要については以上となります。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

このように厳しい罰則があります。責任の所在の明確化というところでは、土地所有者だけでなく、行為者に対しても是正措置等を命令することができるとも書かれております。そして、実効性のある罰則は、3年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、法人の場合は3億円というものがあります。本当に厳しい規則です。

これを見れば、紀北町に今ある条例は、もっとなるいという言い方は駄目かもしれませんが、そういうものになり、より厳しい法律で条例をつくる土台はできておりますので、ぜひ一日も早くこれらを実行して、皆さんを安心・安全にしていきたい。それが何よりの町長の仕事だと私は確信しております。

また、三重県というお話もありましたが、私の後輩の県議が県庁へ出向いて課でお話をされたとき、もうそれは現地在紀北なので、そのことは紀北で決めると、そんな回答を県の職員が県議に向かってされています。私は、本当にそういう職員の方がおられることはショックでございます。また、紀北町の職員の皆さんは健全だなと本当に安心しております。

全体の奉仕者である県の職員の方が、誰が見てもおかしい返事を新人の25歳の若い県議になされたという事実、そういう方と今も交渉されているというのもまた事実の一つでございますので、そこのところはぜひ、人間を一つの方向だけで見るとは駄目だとは思いますが、そういう事実もあるということを心のどこかに置いておいていただきたいと思います。

この署名の中にも、県の皆さんの言葉を信じて、県外は三重県に接している県を除くという文言などありますが、本当に大量の残土につきましてももっと真剣に考えて、先ほど町長も曖昧なような言葉で言っておられたと思いますので、ぜひ撤去まで頑張ってくださいと思いますが、また違う場所に置かれることも考えられます。条例改正しかないという思いでございます。

実際に昨日、尾鷲港には、今、満タンに残土が積まれています。またたくさんの残土が運び込まれました。紀北町には県外からの残土は要りません。早く実行して紀北町民を守っていただきたい、切なる願いでございます。町長に、最後になりますが、もう一度決意のほどを聞かせていただきたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

同僚議員が、県議がどのようなお話をしたか、私、その内容も分かっておりませんので、その部分については触れませんが、我々は、今、県の職員とはしっかりと情報共有しながら対応をしているところでございますので、物の言い方で答えもどう変わるか分かりませんので、我々としては、今、担当の部局としっかりと話合いができています、連携が取れているということでございます。

あと法とかが変わりました、厳しいですよ、町条例もとあるんですけれども、もう法に違反するようであれば法の罰則が適用されますので、これは廃掃法においても、土壤汚染対策法においても、そこに記載してあるのが一番上位法ですので、その法律で規制されるということでございます。我々は、もし上位法にも抵触するようであれば、そういう形で指導もし、告発もしていくというような形になろうかと思っておりますので、そこは我々は状況を見極めながら、法が適用されるのか、条例が適用されるのか、そういう意味でも、県の条例が適用されるのか、町の条例を適用するのか、こういうところも踏まえて、今、検討を県と共にやっているところでございます。

以上です。

（「一言だけ」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

私も、その県の職員の方とにこやかにお話はさせていただいて帰ってまいりました。そのことだけ付け加えます。

入江康仁議長

それでは、一般質問の途中ですが、ここで、昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

（午後 0時 02分）

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

入江康仁議長

近澤チヅル議員、質問。

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

それでは、2つ目の質問に移ります。広域ごみ処理施設についてお伺いいたします。

東紀州環境施設組合議会の全員協議会が8月23日に開かれました。内容は、処理施設の施設整備及び20年間分の運営・維持管理を一体的に行うDBO方式で、その運営費も含め、全てで204億円余り必要であるということでした。私も傍聴をしました。

その中で、私は恐ろしいと思ったんですね。これだけの高額な予算が必要となる事業に参加した企業が1社しかいないということが分かり、戦慄が走りました。これでは、あなたに一任しますと一つの企業との随意契約のようなもので、私は思ったんですね。これから20年間のごみ処理行政が、このような形で決まってしまってもよいものかという思いが込み上げてきました。これはおかしい、その上問題だらけではないのかと思いました。

入札参加が1社だけだったことに対する町長の認識と、また、落札率について何%だったのか、お伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

広域ごみ処理施設についてでございます。

令和6年8月23日に開催されました東紀州環境施設組合の全員協議会におきまして、広域ごみ処理施設の設計、建設から運営までを一体的に行うDBO方式での事業者選定の結果と落札者が公表されました。

入札参加者が1者のみであったことにつきましては、事前見積聴取した段階までは4者が参加していたものの、参加を見送った事業者からは、能登半島地震の影響が大きく、適格な技術員の配置ができないことが要因で参加できないと申出があったと聞いております。

なお、応募者が1者であった場合でも入札が成立する旨、事前に入札公告等に記載をされているところでございます。

また、入札率につきましても、予定価格に対して99.9978%と高い数字ではあったものの、予定価格も公表されており、昨今の建設物価等の高騰の影響も考慮すると、致し方なかったものではないかと思っております。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

99.9978%、致し方なかったのかなという理由も説明していただきました。機械的にはそういうことだったと思うんですけれども、予定価格も公表され、204億円で40万円の差、致し方ないでは済まないのではないかと。私は、到底町民の皆さんに説明はできないなという思いでいっぱいでした。なぜなら、落札率一つ見ても一般的に疑惑があるのではないかと思います。

全国市民オンブズマン連絡会議の資料では、落札率について、過去の談合訴訟や公正取引委員会の審判、さらに全国落札率調査を踏まえ、90%以上であった場合、談合の疑いがあるとしており、95%以上は、談合の疑いが極めて強いとしているとあります。全国の調査結果を見ると、真の一般競争入札が行われると、落札率が80%台になると書かれておりました。

今回は1者だけ、そういうのも事前に説明があったという今の町長のお話でした。一見、一般的な見解はこのとおりですけれども、改めて、町長、致し方ないという結果ですけれども、町民の皆様にも説明はちゃんとできる、致し方ないと説明するのか、再度になりますが、お伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この入札のことにつきまして、数字的にはそういう数字でございます。しかしながら、総合評価方式になっております。例えば入札が90であっても、99.9であっても、価格だけではなく、こちらが提示した業務内容、そういったものができるかどうかという評価がそこに入っておりますので。

昨今、三重県だけでも不落が相当あります。その不落の原因というのは、やはり物価高、それからウクライナとかがあります。それから、今言ったように能登半島の問題もあります。

それから、今、建設作業員の働く時間の問題もございます。そういった中で、今までのことからすると、随分大型事業になればなるほど不落が増えております。

だから、我々としては、金額ばかりではなしに、こういう業務が204億円でできるのかという、そちらのほうの評価も審査委員会でやっていただいておりますので、我々としては、金額的な部分もそうですが、事業として行うのに1社入札も致し方ない部分もあったのではないかなと思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

これからの20年間のごみ行政をこういう複雑な時期に致し方なく進めるということは、本当に行政の判断としていいのかどうか疑問です。私は、到底町民には理解できないし、このまま進めてはいけないとその場で思いましたし、そして、私たちの代表である議員で出ている同僚も、「もう脱退も仕方ない、違約金を払っても」という発言もその場でされました。私もそのとおりだと思いました。本当にここはいきり立ちました。

数字は204億円ですけれども、皆さんが働いた税金です。それを、条件の悪いときにもう仕方ないからこのままいくというのは行政の仕事ではない、私はそう思いました。一般市民のどれぐらいの方がそれを理解できると町長は思いでしょうか、お尋ねいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

複雑なときとか、今の条件のことをおっしゃっているんだと思うんですけれども、基本的に、今延期して5年後にやりますよね。恐らくこの1.5倍から2倍かかるんじゃないかなと私は思います。だから、今の段階で適正であったかどうかという判断をしていただきたいと。

例えば汐ノ津呂排水機場は、私が交換したいな、増やしたいなと思ったときは1 t 1億円だったんです。今は4億円ですよ、予算だけ見れば。3 t の12億円ですよ。そういう状況で、今はずらせばずらすほど、これからも適正な人件費というんですか、そういうことを言われているということは、上がっていくんですよ、必然的に。物価のほうもそういう形でいくと思います。

ですから、手順で決められた瞬間の入札、そういったものをしっかりと行っていくのが大事で、今が高いからと言って、未来に3年延ばせば安くなるかということではないと思って

おります。

（「議長、私、一般の町民のどれぐらいの方が認識されているとお思いですかとお聞きしました」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

一般の方は、恐らくこの金額、広域ごみに対してどこまで興味があるかどうかという話だと思います。この204億円という金額は途方もない金額です、行政として毎年100億円を扱っている人間からしても。ですから、慎重にいろいろ計画を立てて一歩ずつ進めていくことが大事で、町民の皆さんに、いずれRDFにしろ、各市町のが交換するにしてもお金がかかるわけなんです。だから、今の段階で判断したものが適正な金額で、きっちりと20年間管理をしてもらうということを見守っていくというか、監視していくことが我々にとって重要なことだと思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

そのところは私と町長は全く意見が違いますね。

これも古いんですけども、ごみ問題が起こって、ずっと市長、町長でお話を進めてきていただいております。私たちが知ったのも随分たってからだと思います。

それで、2020年に私も、RDFを国会で審議した元国会議員に来ていただいて、ごみ問題の基本を考えるという学習会を開きました。その中でもやっぱり、今、町長に一番抜けているのは、私、住民合意と住民参加で、住民に説明していないということだと思います。そのときもそれが大事だということを、ごみ問題は、環境資源、命を守る重要課題とか、燃やすごみを減らすのが一番とか、5自治体のごみの実態とか問題点とか、いろいろ勉強させていただきましたけれども、何よりも住民の皆さんの合意、そして説明が、私、足りないと思うんですけども、それについては、町長、どう思いますか、お答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

もうこのRDFの統合とか、そういったものからすれば、住民の皆さんの代表である議員

の皆様とも十分話し合いはさせていただきました。そして、それらの情報はメディアの方にも伝えていただきました。そういったことから考えれば、それぞれの方がそれぞれの立場で情報自体は知っている人は知っていると思います。

前者議員のときに言いましたね、見れども見えず、聞けども聞こえず。あまり関心のない人にとってはこの204億円も、ごみの処理さえしてくれればいいんだという判断をする方もいらっしゃる。また、熱心にこのことについて議論して、議員の皆さんに意見を伝えて、その議員が我々にも伝えていただく、そういうのを繰り返しながら、一時期は修正案も出されて可決されたようなこともございますので、そこの行ったり来たりというか、議論をしたことは生きてきて今があるのかなと思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

住民目線を、住民と共にを第一のスローガンとしている町長のお答えがそうだと、信じがたい答弁だと私は思いました。

2つ目と共通しますので、2つ目に移りたいと思います。

自分の町のごみは自分の町で処分するという原点に戻るべきだと私はその場で思いました。もういろいろ議論は重ねてきたけれども、今だったら立ち止まって考えることができるのではないかな。

私は、勉強会でも学ばせていただきましたし、この方から、その後で、プラスチックごみについて国が動き出したことについても学ばせていただいて、一般質問もして、ずっと自分の町のごみは自分の町で処分するという立場で、いつも反対の立場を貫いてきましたけれども、今こそ、私、それを叫ばなくてはいけないなと思いました。

今あるRDFは、いわゆる負の遺産だったんですね。そこで学んだことは何だったんですか。同じ失敗は繰り返されたいと思います。だから、それを経験している。2つもあって、まだそれは丁寧に使っていけば20年も使える、そういう状況の中で、この条件の、プラスチックの行政が変わる、そして大きな工場を造るという大きな流れの最終盤のときなんですよ、今。

今それを造って20年後には笑われてしまう。今造るんだったら最新鋭の先端のものを、RDFで失敗はありますので、そういうことになるかと思いますが、今ある施設を使ってこのまま事態の收拾を見て、2つもあるんですよ、失敗作が。でも起動しておりますし、

まだもちます。そのことについてぜひ住民の皆さんに説明もしていただき、考えるべきだと思いますが、町長のお考えは変わりませんか、お尋ねします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

R D Fは、その時代が選んだ処理方法だと思いますので、それを選んだこと自体が失敗だったかどうかということは、今、現時点では、R D Fが不要説のような話にもなっています。そういう不要説の中のものを長くもできないということと、まず、町民の皆様の立場に立って20年間の運営費を例えば言います。

R D Fの運営を続ければ約86億円、それから、単独で整備して運営すれば70億円、広域で整備をすれば28億円。そうすると、R D Fを続けていくと、あと20年間とか10年間とかおっしゃったですね、58億円、それから、単独でも40億円違ってくるわけですね。そうすると、今の広域にお金を入れさせていただくんですけれども、紀北町として、その違いの中でだけで十分お釣りが来るような金額でございます。

それと、もう一つ議員がおっしゃる中で、自分のまちのごみは自分のまちで処理という言葉がよくあるじゃないですか。今の行政圏域がどれだけのものなのか。例えば広域連合、紀北町だけで介護保険をやっているわけじゃない。消防も、尾鷲市と紀北消防をやっています。どれだけの規模を1つのまちとして捉えるのかという観点も大事だと思うんですよ。自分のまちは自分のまちの責任で処理しなきゃいけないと廃棄物処理法で決まっています。だから、1つのまちとして捉えるのは東紀州なんです、この広域ごみは。東紀州のまちは東紀州で処理しようという観点からこの広域ごみ処理施設を建設しようとしておりますので、そこはご理解してくださいしかないです。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

ご理解は私はできません。やはり数字を並べられても頭になんか今入らないですし、何よりもやっぱり職員の皆さんは、一番大事なごみの減量に今年は頑張っているんですよ。人口も減っています、予想以上に。ずっと議会の中でもそのことを、今回の議会でもたくさん学びましたね。ですから、来年になったらもっと減るだろうと思うし、その部分の職員の皆さんの努力を、私、すごく評価しているんですけれども、そのことも踏まえて一旦立ち止ま

っていただきたい、そのことを申し上げまして、最後の質問に移ります。町長とは意見が真反対でございます。

（「答えも言わないでいいかな」と呼ぶ者あり）

11番 近澤チヅル議員

答えは要らないです、一緒ですので。考えていただきたい。考えるかどうかだけお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いや、考えるかだけお答えくださいと限定される答え方というのはあれなんですけれども、議員がおっしゃるように、よく分かるんですよ、そういう気持ちも。ただ、単独でやろうが、RDFでやろうが、広域でやろうが、みんなごみというのは減量していかなきゃいけないんです。

逆に、今は2炉方式ですが、24時間運転が減ってきても対応できる状況に仕上がっています。こちら、1炉で例えば単独でやった場合、もうメンテとか、減れば減るほどそこに対する環境への配慮、24時間炉も動かなくなります。ごめんなさい、長いね。それと、ごみが72 tから1 tだったですかね、59 tに減りました。

これも能登半島のときに、今言われ続けています。ごみ処理において処理施設の余裕、そこがないと災害廃棄物が片づかないですよと、そういう話も今どんどん言われています。廃棄物はすごい量がありますよね。そういうものは、広域で連携しながらでもやっぱり一定の余裕が要る。そういう中で、減ってきたときには、今、無理やり営業日数で何とか災害廃棄物処理ができるような営業方式を考えておりますけれども、基本的に、一定下がってきたときには平常の運転でも処理できるような形、そういうことも配慮しながら今のトン数も決めておりますので、議員からすれば至らないところがあるかと思いますが、ご理解いただきたいと思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

能登半島は、反対に、5市町でやっていたらもっと来られへんと私はマイナスに取りましたよ。また全くここも意見が違います。でも、よそから持って来られへんですよ、大きな地

震が起こったときに。それは一番分かっていると思うんですよ、今回の問題の中で。

それを言いまして、3番目にいきます。高齢者に優しい町について質問します。

9月16日は敬老の日です。いつまでも元気で、安心して、笑顔で、人生の終盤を心豊かに送っていただきたい。そして、何よりも老いるということがどういうことかという、もう身にしみて大変だなと思っております。でも今日は、元気な高齢者の皆さんの声を届けて質問させていただきます。

体調不良になったときの対応について。

高齢になると、入院、手術、そういう機会がどうしても増えてきます。元気な方、そして単身世帯が今増えておりますし、夫婦でも独りになった場合、子どもがいない場合、入院したら保証人をどうしよう、2人だったら配偶者がいるので何とかなるけれどもと、私のところにも相談を何人の方からかいておりました。今日まで温めてきました。

そして、その場合、生活と健康を守る会の新聞で、生活保護のことを中心に書いてあるんですけども、保証人は要らない、また保証人は町長であるとか、そういう記事も読みました。これらのことについて実態はどうか、お聞きいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

保証人等の問題について、これはやはり医師法とか介護保険の中で、緊急の場合、保証人等は要らないようになっていっていると思っております。担当のほうから答弁いたさせます。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

まず、医師法第19条第1項において、「診療に従事する医師は、診療治療の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」と定められています。

また、厚生労働省から、正当な事由とは、医師の不在または病気等により事実上診療が不可能な場合に限られていますので、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元引受人等がいないことのみを理由に医師が患者の入院を拒否することは医師法に抵触するとの通知があります。

また、介護保険施設においても、法令上は身元保証人等を求める規定はないことから、厚生労働省からも指導文書が出ております。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

高齢者の方が安心して思いますので、病院とか町民の皆様にも、安心して暮らせるよう啓蒙をお願いしたいと思います。

実際に遠くへ入院して連絡先と言われたときも町でよろしいんですか、最後。実際に遠くとか尾鷲病院に入院して、連絡先と言われたときはどうすればよろしいんでしょうか、身内のない方は。同じ保証人ですね。保証人というか、連絡先。

（「誰もいないということですか」と呼ぶ者あり）

11番 近澤チヅル議員

自分しかいない。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういったときは町に言っていただいて、後見人の問題とか、そういったいろいろな制度があろうかと思いますので、その制度を適用して、そういう人たちが適切な医療とか介護を受けられるように努めていきたいと思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

そのことも含めて、ぜひ高齢者の方に啓蒙をお願いしたいと思います。

そして、住宅のことにつきまして、今のことに関連しますけれども、保証人の要らない町営住宅が県内でも増えております。そして、高齢者の方がもう働けなくなって国民年金になると、家賃が高くて生活が大変です。町独自の家賃補助をお願いしたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

補助という形ではなしに、入居するときの家賃を設定するときに、所得等も十分配慮させていただいて家賃価格の設定をさせていただいているところでございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

保証人というところは答弁漏れで、例えば8万円の年金がある方は、1万5,300円で共益費が5,000円だと2万円飛んでしまいます。6万円で暮らすのは大変なんです。そういう方に、私、少しでも補助をしていただきたい。そして、そういう方に入っていただければ、空き家対策にもなって両方に利があると思いますが、いかがでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういう方がどういうところに住んでいるかは、私、ちょっと分かりません。いろいろ住んでいる場所が違いますよね。自宅に住んでいたり、民間のとかありますよね。住んでいる場所にはそれぞれ今も住んでいるわけですよね。

(「公営住宅に住んでいる」と呼ぶ者あり)

尾上壽一町長

どこかに住んでいるわけですよね。それも近隣の家賃等から比べれば、恐らく安価になっていると思っておりますので、そういった意味では、それでどうしても生活が厳しかったりすると、生活保護とか、いろいろほかのところでも低所得者に対する補助制度、そういうのもたくさんございますので、トータル的な考えの中で生活していく上での所得と補助、そういうものを見ていただければいいのではないかと思います。もちろん厳しいのは十分認識しております。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

居住権という権利も住宅に対してはあるんですね。国会でも、私たちの田村委員長がそういう制度を求めて頑張っておりますので、私、公営住宅のことで質問しておりますので、2と言わなかったんですけども。

公営住宅に入っている方が実際に困っておられる。そして、働けるうちはよかったけれども、年金だけになって大変という方もいらっしゃる所以说っておりますし、ぜひ高齢者の方が安心して紀北町で暮らせるよう、そのことについても検討していただきたいと思います。

終わります。

入江康仁議長

答弁はいいですか。

11番 近澤チヅル議員

答弁をお願いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

家賃のみならず、先ほども申し上げたんですけれども、高齢者に対するいろいろな配慮、制度、そういったものも住民の皆さんに周知させていただいて、それから相談に見えたら、ありとあらゆる制度もご紹介して、できるだけ暮らしやすいものを提供できるように頑張っていきたいと思います。

入江康仁議長

これで、近澤チヅル議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで、1時40分まで暫時休憩いたします。

(午後 1時 30分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 40分)

入江康仁議長

次に、5番 原隆伸議員の発言を許します。

5番 原隆伸議員。

5 番 原隆伸議員

皆さん、こんにちは。最後の一般質問になりますけれども、精いっぱい頑張りますので、よろしくお願いします。

通告に従い、議長の許可を得ましたので、令和6年9月議会の一般質問を行わせていただきます。

私の一般質問は、大きくは2つに分かれて、1番目が、紀北町の現状と今後の展望、2つ目が、東紀州5市町広域ごみ処理施設についてでございます。

そして、1番の紀北町の現状と今後の展望については5項目あります。1つは、上里に盛土されている残土について、2つ目は、観光についての考え方と取組について、3番目が、高齢化する1次産業と鳥獣害対策へのてこ入れ策について、4番目が、自主財源の拡充策について、5番目が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）についてでございます。

それでは、1番目の紀北町の現状と今後の展望というところに入らせてもらいます。

紀北町の第2次総合計画に掲げるスローガンは、「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」となっております。また、町長の基本理念は、住民目線による行政運営とされております。

紀北町第2次総合計画後期基本計画は、5つの基本目標を掲げておりまして、ずっと暮らせる安全・快適なまち、やさしさで支え合う健康・福祉のまち、魅力と活力ある産業のまち、心豊かに夢を育む教育・文化のまち、ともに担う参画と協働のまちとなっております。今、これらの課題解決のために皆さんは一生懸命頑張っておられると思うんですけれども、そこらについて、この間から私が気づいたことを含めて質問したいと思います。

質問に先立ちまして、これらの課題解決のための心構えについて、町長及び行政の取組方法や結果について、答弁を求めます。

ここの後ろ、ちょっと間違えているんですが、「また、従業」となっているんですが、「従来の」でございます。

また、従来の区・自治会や業界団体などからの要望事項などについて、新たな取組や改善策を加味して答弁願います。

そして、1番に、上里に盛土されている残土について、私は、6月議会で質問いたしましたが、6月議会後の経過と最終解決策について答弁願います。よろしくお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、原議員のご質問にお答えをいたします。ただ、今回議員のご指摘されていることが大変広範にわたっておりますので、それぞれ短い答弁になることもあろうかと思いますが、よろしくお願いします。

第2次総合計画、5つの基本計画は、「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」と定めております。これは、人、地域、産業、そして各種団体の活動など、全てが元気になってほしいという思いで決めました。

それから、今、基本目標を5つお話いただきましたが、それとは別というか、その中でも重点プロジェクトがございまして、安全、健康、活力、それから学び、この4つを重点プロジェクトと置いてやっているとございまして。これらは、それに向かって全力で行っていくということが私の答弁でございまして、業界団体からの要望等、区などの要望等については、優先順位を決めながら対応させていただいております。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

私の質問の仕方が悪かったのかなと思います。

要するに、町は、第2次基本計画に沿って今進んでいますので、いろんな問題について、根本的な考え方、姿勢というのは、問題を解決するという方向に向いているはずですが。この5つの基本目標を押さえた上で物事を解決していくということで私はこれを入れています。

だから、6月議会後の経過と最終解決策、要するに上里に盛土されている残土について、6月議会の後、残土の搬入は止まりましたけれども、つい先日、盛土してあったものが伸ばされて1,000㎡以上になっていると。そうなってくると、あの土地に置かれている、かつて3,000㎡以上の盛土と、それから1,000㎡未満の盛土というのは、一体の土と解釈すべきと考えますけれども、そこらを踏まえた上で、この盛土を今後どうしていくのか、そこら辺の答弁をお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

前者議員にもお答えさせていただきましたが、県が今指導している3,000平米と1,000平米の山が3つあったの、これは別に、今、対応しております。それで、3,000平米の部分につ

いては、今、県のほうとしっかりと申請をするようにという話、これは県ともいろいろ話をしながら県に対応していただいております。

それから、1,000平米のを3つ積んであったのが今崩されて、1つの一帯というような感じになっております。これはもう我々は条例違反であろうということで、今対応しているところでございます。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

今までは、3,000平米のところをやっている業者と1,000平米未満のところをやっている業者は違っていましたけれども、今回、1,000平米未満のところを触った人間が同一であるというふうにお伺いしましたので、これは一体の土地と解釈すべきじゃないかと、そのように考えるんですが、いかがですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

扱った人が同じであっても、それによって離れたところの土地が一緒とか、そういった観点ではなしに、あくまでも条例の縛りは、3,000であって1,000平米であります。そういったことから考えると、扱った人が一緒であっても、それぞれに対してそれぞれの条例をかけていくと、このやり方が正当だと思います。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

それでは、これの解決のために7月4日に町の顧問弁護士とお会いしまして、虚偽による違法行為であるというふうに言って解決策について提案してきたんですが、いまだにそれがなされていないということは、顧問弁護士から町長はどのように、どうしたらいいかということを受け取っているか、ちょっと答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員が顧問弁護士とどのようなお話をしたか、私は分かっておりません。仄聞はしたよう

な感じはありますが。そのところは、議員がご質問してご相談したことで、我々は、顧問弁護士といろいろな角度から検討しておりますので、議員がご指摘した部分と我々が相談しながら進めている部分が同じかどうか、私自身は判断できませんので。我々は、顧問弁護士に相談しながら、今の条例に違反しているであろうという行為について相談をさせていただいております。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

指導しているということでございますけれども、3区の区長が署名を始めたということは、要するに県の条例でいえば、許可申請書の提出というのは、1か月前に説明して、その議事録を取って、それに工事計画書を添付して、それでやっと許可申請書が受理されるんですよね。それで、紀北町の提出書類、要するに紀北町については書類を提出すればいいんだけど、それについても住民説明会が必要ということになっていると思います。

今、この期に及んで方向性が見いだせないということは、区を乱すことになると思います。区としては、もう説明会をやってもらえ、そういうことを受け入れる状況にないわけですから。

それで、指導というのは、大体3か月、6か月ぐらいである程度の方向が出るはずですよ。もうあと2か月で約1年、これは指導の限界を超えていると、そのように考えます。いかがですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

3区の皆さんが署名運動をされた、それだけの思いを持っているということでございますので、我々としては、その点についてはしっかりと取り組んでいきたいと思ひますし、地元住民説明が必要ですよという文言が入っております、各条例に、県も町も。ですから、それを守っていないということは、我々からすれば条例違反に値するのではないかと考えております。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

今のところはそこで置きまして、次に、三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例などでは、県条例ですね、3,000平米以上の許可制となっております。紀北町生活環境の保全に関する条例などにおいては、1,000平米未満、15m、まあ15m以上でもいいんですけれども、とりあえずは15mということになっています。ということになれば、1万5,000立米未満ということになります、容量でいえば。そうすると、容量でいえば、県の5倍を町は届出だけで置けることになると思います。これは要するに今の条例の不備で、早急に改める必要があるんじゃないかと、そのように考えます。

そしてまた、水質分析については、一般の水質分析では5m置きにとるとか10m置きにとるとか、そういうことはありますけれども、今、上里に置かれているのは水道水源の上でございますから、要するに、絶対に安全なものであるという確認をする必要がある。それならば、それなりの水質分析のやり方をやる必要があるんじゃないかと、そのように考えます。

それで、現状、水道水源の近くに置かれている盛土については、今広げていますけれども、産廃混じりの残土であると。それで、産廃混じりの残土ということで行くと、残土の中に何%ぐらいの産廃が含まれているまでは許容されるのか、そこら辺もちょっとお聞きしたいんですが、いかがなものですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

高さのことなんですけれども、1m積んでも許可が要ります、紀北町の条例は。だから、15mということがあり得る、その前に許可が要りますので。そういうことなので、土を15m縦に積むわけにはいきません。5mになると犬走りというか、そういうのを造りながら積んでいきますので、1万5,000とか、そういう数字にはなりません、もうほんの少し積んでも建設残土であれば、1,000平米以上であれば条例の対象になりますので、そのところはご理解いただきたいと思います。

あと、どこまで混じれば産廃なのかというのは、私、ちょっと存じておりませんが、あくまでも産廃が本当に入っているのであれば、今のような建設残土という形では出港できない、移動できないものだと思っております。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

大体、しゅんせつ残土にはよく入っているんですけども、三浦にも同じような土が、質は違いますけれども、要するにカイとか、産廃が交じったのが結構あります。それで、長島の加田近辺に置いてあるところでもごみも混ざっていました。そこら辺で、盛土については、土質についても今後十分考える必要があるんじゃないかなというふうに考えます。

この辺で最後に一言答弁願ひまして、次に移りたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

残土問題全般についてお答えさせていただきます。

今、明らかに3,000平米のほうも、1,000平米3か所の部分も、私からすれば県条例、町条例のいずれかに抵触するものだと思っておりますので、我々は、今、県、そして町として、結構複雑な構造になっているんですね。行為者と土地の所有者が違う、そういった状況もありますので、そういうところを確実に詰めながら、それぞれのところへ、県条例、町条例抵触のおそれがあるよという文書も送らせていただいております。

そういったことをしながら、しっかりとそこを確定しながら、その確定者に対して条例の遵守、もしくは命令、指導、告発のようなこともやっていきたいと思っておりますので、今それを着実に進めている状況だにご理解いただきたいと思います。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

残土についてのところは1点残っているんですが、これはまた南海トラフのほうのところに入れさせていただきたいので、ちょっと後でまたさせてもらいます。

2番、観光についての考え方と取組について。

この一般質問をしようと考えたのは、海開きのときにあっちこっち見に行ったんです。そうしたら、どこへ行っても何か問題点、改善すべき点が残されていたと。それを提案したところ金がないということでした。それで時間がないと。海開きなんていうのは前もって分かっていることですので、時間がないとか金がないというのはおかしいなということで、この一般質問をしようと思ひ立ちました。

1番としまして、紀北町の観光対策の財源についてと、それから、来訪者に再度来てもらえる取組とふるさと納税の拡充策について、それで3番目として、宣伝広告費と観光対策費

について、ここについて答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、ちょっと分かりづらい質問の仕方、いやいや、そういう意味じゃないんですよ。私の答え方が間違えていたら、またご指摘くださいという意味でございます。

そういうことで、対策とかなんですが……

（「この大きな課題の1と2のうちの1の中の2だと思います」
と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

すみませんでした。ご指摘ありがとうございます。

改善すべきことはいっぱいあります、いまだに。海開きじゃなくても、例えばこの間の海開きも、私も古里の海岸も行きました。トイレのこともいろいろあります。以前からもほかの要望もあります。

そういったこともあって、たまたま県会議員とも一緒だったので、こういう要望がありますよねという話の中で、紀北町としても、くみ取り等についてはいつもより多くさせていただいたりとか、いろいろしていますので、改善すべきところは改善していかなければいけないという考えでございます。

あと財源と言ったかな。その角度がどこからかと言っていたかかないと。

入江康仁議長

的確にちょっとそこだけ指摘してもらえますか。

原議員。

5番 原隆伸議員

分からないようですので、私の思いを言います。

要するに、海開きにしても花火にしても、花火のときに三浦に車を止めてシャトルバスで会場まで皆さんの移動のお助けをしましたが、帰りには、子どもさんを抱いた人や、子どもさんを抱いて両手に子どもさんを連れた人とか、随分歩いていっていました。要するに、あんな三浦という離れたところからシャトルバスで運んでいるんですから、完全に運べ

るように、そこら辺の体制をきちっとやるべきであろうと。観光で来た人が、「何や、これは。もう二度と来るか」というような意識を持たないようにしていただきたい。

そして、来訪者を迎えるためにはいろんな整備するべきところは整備して、ああ、ええところやなと思ってもらえるようにするのが観光のイロハのイじゃないのかと。そのためには、お金がない、期間がないというような話をするのはおかしいと気づくはずですので。そしてまた、財源がないのであれば、ふるさと納税を頑張っ、来られた方に働きかけて財源をつくるように、自主財源の充実を心がけるべきやと思います。

また、3番の宣伝広告費と観光対策費についてというのは、要するにキャパオーバーの状態が、今、銚子川にしても生じている可能性がありますので、もう宣伝広告費は使う必要ないよと。宣伝広告費に使う金があれば、要するに整備費に使えばいいんじゃないですかと。そして、ふるさと納税によって財源が潤ったら、いろんなことができて来た人みんなに喜んでもらえる、そういうことができるんじゃないのかと、そのように思います。

それで、もう2番の観光についての考え方と取組については、私が説明しましたので飛ばさせていただきます。

3番目の高齢化する1次産業と鳥獣害対策へのてこ入れ策について。

これは皆さんは考えておられるであろうと思うものですから、ここら辺については、農業対策で高齢化や鳥獣対策、それから、林業として高齢化と獣害対策と崩落防止と林業整備策、水産業として磯焼け防止策と海岸清掃と高齢化対策ということで、ここら辺の対応策について、町長及び担当課長から答弁願えれば幸いだと思うんですが、よろしくお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、高齢化は大変大きな課題でございます。特に第1次産業従事者は高齢化しております。それに伴って獣害対策の方も、追い払い等でも大変苦しい思いをして見える、それは十分認識しております。そういった中で、全てのことで、観光等も含めて、高齢化対策、後継者対策、そういったものが必要だという観点は持っておりますので、我々としてできることは一生懸命したいと思います。

それと財源につきましては、ふるさと納税のふるさと基金ばかりではなしに、どうしても必要だと思うところは財政出動、ほかのお金を使ってでもやればいいことだと考えておりますので、そういったことにつきましては、各種団体とか、そういった施策を一生懸命やって

みえる方のご意見もお伺いしながらやっていきたいなと思います。

また、観光費の広告宣伝なんかによりますが、今、ポスターとか、そういったものは作りますが、大きく宣伝しているわけではございません。銚子川も燈籠祭も、SNSでの訪れた方の発信等によって今多くの方が訪れ、オーバーツーリズム状態はつくり出されております。

ただ、一言、実行委員会の皆さんのことを考えて言わせていただきたいんですけれども、実行委員会の皆さんは、毎年、一生懸命頑張っております、暑い中。そして、今回も違った形で出店の場所、送迎の場所も工夫されております。そして、何かを動かせば何かがどこかでひずみというか、大変な部分も出てきます。実行委員会の皆さんは一生懸命頑張っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

いや、批判するつもりじゃなくて、要するに町の支えを、もう少し違う角度から支えてあげてほしいなという考え方です。

1次産業のてこ入れ策について、担当課長の取組なんかお聞かせ願えるものであれば答弁願いたいんですが。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

それでは、お答えをさせていただきます。

農業では、猿、イノシシ、鹿など、鳥獣被害が依然として拡大しておりまして、農業者の生産意欲の減退とか耕作放棄地の増加につながっておりますので、引き続き、猟友会、それから集落支援員と協力をいたしまして有害鳥獣の駆除対策に努めたいと考えておりますし、また、昨年度はちょっと雌猿を捕まえることができませんでしたけれども、今年度については、計画では、雌猿を4頭捕まえて発信器をつけるというのを、今2頭海山のほうで成功しておりますので、あと2頭につきましては、長島地域で捕まえまして発信器をつけまして、それで群れに帰った猿の行動域とか群れの頭数なんかを調査しまして、来年度以降、こういった駆除が有効にできるかというのを検討したいと考えております。

また、林業では、平成31年度からスタートしております森林経営管理制度によりまして、経営管理が行われていないなどの私有林の山のうち、林業経営に適さない森林については、

所有者に代わりまして本町が間伐等を実施しておりまして、令和5年度は約22haを間伐しております。今年度につきましても、所有者の皆さんの林業経営に関する意向の調査とか森林の境界の明確化などを実施しまして、今年度におきましても、間伐等を実施したいと思っております。

次に、水産業につきましては、平成29年8月からだったと思うんですけども、黒潮大蛇行と呼ばれる現象が起こっておりまして、これによりまして、海水温の上昇、それから、沿岸域ではウニの一種のガンガゼの大量発生など、磯焼けが非常に大きく起こっておりまして、当町におきましては、幾つかの活動組織にガンガゼの駆除をしていただいておりますけれども、今年度につきましては、引本地内におきましては活動組織がおりませんので、町の委託事業としてガンガゼの駆除等を行いまして、イセエビなども捕れなくなったということも聞いておりますので、沿岸域の漁業対策に努めたいなと思っております。

また、労働力の確保の点なんですけれども、林業分野なんですけれども、今年度、地域おこし協力隊1名を採用しておりまして、地域おこし協力隊自らが林業技術を取得するだけじゃなくて、林業の情報発信等もしていただきまして、新規就業対策としまして林業体験をしたい方の募集なんかを今行っております。

それで、2名の方の応募もありまして、1名は、この10月から1週間ほど森林組合のほうで林業体験をしていただくこととなっておりますので、引き続き、林業体験の募集とかコーディネートなどに今年度は力を入れていきたいなと思っております。

以上です。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

それでは、次に、自主財源の拡充策について、1番として、ふるさと納税の拡充策と使い道について、2番として、ふるさと納税の返礼品の拡充と産業振興策についてということで答弁を求めます。よろしくお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

拡充策ということでは、今、いろいろな種類も増やしながらやって頑張っております。

それと、今、起業人を募集しておりまして、地域活性化起業人というんですけども、ふ

るさと納税のほうに力を入れていただける方を民間事業者のほうから募集をしているところでございます。

また、返礼品と産業振興というのは、もう返礼品が充実してくれば産業振興にも結びついてまいります。令和6年5月末で613品目69事業者に関わっていただいております。ふるさと納税の商品をつくっていくことによって、それぞれの商品のブラッシュアップにつながっていくものだと思っております。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

担当課長の取組について答弁願えれば、お願いしたいんですが。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

議員のご指摘のとおり、ふるさと納税制度は、自主財源の確保と地域産業の活性化の観点からも非常に有用な制度というふうに考えております。このことから、引き続き積極的な活用が図れるように努めてまいりたいと思っております。先ほど町長からも説明がありましたように、令和6年度から企業版ふるさと納税、こちらのほうを導入いたしました。

こちらにつきましては、企業側のメリットといたしましては、最大で寄附額の約9割が軽減されると。ですから、1,000万円寄附していただきますと約900万円の法人関係税が減税されるということでございますので、これからもっとしっかりPRに努めて、さらに寄附額を増やしていきたいというふうに思っております。

それから、まだ採用には至っておりませんが、地域活性化起業人を採用しまして、魅力的な返礼品を創出できるように取り組んでいきたいということで考えております。こちらのほうの起業人のミッションとしましては、地域産品のPRであったり販路促進、競争力のある商品の発掘・開発、それから、ふるさと納税におけるウェブマーケティングの機能等の強化に関する指導とかアイデア等の支援、それから効果的なプロモーションとか、さらに企業版ふるさと納税の推進に向けた企業訪問であったり、そういったことも展開していきたいというふうに考えて、今その取組を進めております。

以上でございます。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

それでは、次の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）についてでございます。

1 番としまして、今回の南海トラフ地震臨時情報に関する防災対策について、それから、今回の巨大地震注意発表で防災対策の点検と講じた対策について。

要するに、防災対策はどうして、現実的に巨大地震注意の期間内にどういうことをやってどういうふうな効果を上げたのかと、そこら辺をちょっとお聞きしたいんですが。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

前者議員にもお答えしたんですが、この1週間、どういうことかということで我々もいろいろ町民にも周知したんですけども、我々が言うまでもなくマスコミが、テレビのどこをひねっても臨時情報の注意が出ておりました。ですから、そういう中で住民への周知は、我々が周知する以上のすごい量がありました。

そして、我々は一度海水浴場も閉じました。4つの海水浴場ね。それも町民への周知、我々がどうすべきかという対応に対してのこともテレビでどんどんやっていただいて、うちは途中から開けるよと。準備できたところからまた再度開けかけたんですが、それだけ国が出した情報に対する責任で、国が情報発信という形でやっていただきましたので、それに対しての周知等は十分届いていたのではないかと思います。

そして、住民に対しては、この注意情報が出たことによって、先ほどの議員もおっしゃっていただいたんですけども、再度防災に対する考え方、準備が、心構えができたものだと思っております。我々といたしましても、今度出たときにとということで、今回のことを十分反省というか、検証しながら次回に備えていきたいと、そのように思っております。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

担当課長からの取組の答弁を願うわけにはいかないでしょうか。

（「どの点についてとかご指示いただければ」と呼ぶ者あり）

5 番 原隆伸議員

その期間に対処した関係ですね。要するに、修理したとか、対応したとか、今後しないと

いけないとか、そういうところがあれば。

入江康仁議長

原議員、担当の答弁を求めるのもいいんですけども、今の質問に関して町長は答えとるように思うんですね。それで担当課長に対しては、この部分は抜けとるけれども、これは担当課長の範囲内だというようなところがあったら、それを指摘して聞いてください。だから、全体的に言われてもどっちも答弁に困りますから。

原議員。

5 番 原隆伸議員

じゃ、もう回答を私が言います。

その期間内、3日後でしたけれども、記念碑山へ行ったら、大きな石が4個ぐらい、もう行き来できる2車線の状態のところの山側のほうが大きな石で埋まっていた。これはよけたみたいですけども。

去年、これは一般質問でもやりましたけれども、白浦の堤防の目地が壊れていると。高波及び津波が来たら、その目地のところから波が入ってくると、そういうようなところがありましたので、これはまだやっていないみたいですので、緊急性を要するところですので、大至急やっていただきたいと。

それとあと一つ、南海トラフ巨大地震注意があったことで、県外土砂を今持ってきていますけれども、南海トラフの地震がいつ起こるか分からなくなっているということで、県外土砂を積んでいて崩落のおそれはないのかと。土地がだんだん少なくなってきましたから。どんどん持ってきていますので、置く場所がだんだん減ってくるはずですので、崩落の危険性が極めて高い。そういうことで、県外土砂の持ち込みはやめるべきだというふうに考えています。そこら辺も、今後、条例改正を含めて検討していただきたいなど。

そして、健全な形で土砂を移動しないといけないところもありますので、県外については、近隣市町村は認めるという形でやったらどうかなということで提案して、次の2番の東紀州5市町広域ごみ処理施設についてに移ります。

東紀州5市町広域ごみ処理施設についての経過説明と、今後の展望と課題について答弁願います。以上、よろしくお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

広域ごみ処理施設については、先ほどの議員にもお答えさせていただきまして、今応募のあった事業者が、総合評価方式で審査が行われて、最優秀提案者として選定されたということでございます。今後、DBO方式で運営されていくことになりますので、この建設期間、それから20年間の運営について、長いお付き合いになろうかと思います。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業審査講評というのがございますけれども、この中の9ページ、表5、非価格要素審査の評価項目及び配点というのがございます。配点2の該当箇所の説明箇所について答弁を求めます。それから、2番目が、同じく13ページの表10、非価格要素審査結果一覧、配点2の該当箇所について答弁を求めます。

要するに、この配点が2になっているんですが、その後の説明では問題ないというふうな説明になっています。ここの配点について、資料はないですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

もう質問を絞ってこれこれについてという、何の何の何ページの何とかですと担当のほうも困りますので、明確に、この配点について、この項目についてと言っていて、この配点の仕方かどうかという。

それと、私のほうからトータル的に言わせていただきますけれども、配点について、A、B、Cとかいろいろありますよね。そして環境とかいろいろ、何点とかありますよね。そういうものについて、一応これは最低の基準ができるというところがEで、ここをクリアすればもうオーケーですよという中でA、B、Cとかついておりますので、担当のほう詳しいと思いますので、担当から答弁いたさせます。

入江康仁議長

原議員、いいですか。今、町長も言われたように……。

それと、町長、質問者からは資料の何ページというところで指摘しとるので、それに対しては的確には質問しとると思うんです。資料の何ページのだって、言いましたよね。

時間はいいですから、もう1回的確に伝えてください。

5 番 原隆伸議員

9ページの表5、非価格要素審査の評価項目及び配点、2番目として、13ページの表10、非価格要素審査結果一覧、その2つに配点2という項目があります。その後ろの説明では何ら問題ないようなことを書いているんですが、あくまでも配点2になっているものですから、ちょっとお聞きしたいなと思います。

入江康仁議長

今の2点だけ、ちょっと答えさせてください。

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

すみません、議員、非価格要素とかの採点結果については、うちも入手できておりません。

それで、配点に関しましては、2点であったり6点であったりという配点の基準はあるんですけども、それは東紀州広域ごみ処理施設の審査委員会のほうで配点基準というのを決めておりますので、うちから例えば何でここが2点なんやというのは、ちょっと現時点でお答えできません。申し訳ないです。

入江康仁議長

いいですか。

原議員。

5番 原隆伸議員

それじゃ、そこは置いときまして。

この入札に対して、入札予定価格が204億434万円でございます。そして、入札金額が204億390万円でございます。その差が44万円です。204億円の入札ですよ。その差額が44万円、落札率99.99784%ということでございます。

昨年9月に公募を開始して4者が公募に応じたというように地元紙では記載されていましたが、業者選定委員会からいくと、委員会入札者決定までの経緯表というのがございますけれども、今年の2月1日に書かれたものです。この経緯表をたどっていくと2月から検討されたような感じになっているんですが、9月と2月とどちらが正しいのか、ちょっと答弁願えれば助かるんですが。

入江康仁議長

原議員、2月から業者の指名の検討委員会が開かれたと。で、9月と2月の何を、もう一度そのところを、答弁いただくところはということなんですか。2月から検討委員会で検討した結果、9月に今度入札しましたよね。そうじゃないの。それも的確に質問してくだ

さい。

5 番 原隆伸議員

9月というのは去年の9月なんです。去年の9月からやっているということなんですが、その経緯が分らんものですから。実際的には、委員会入札者決定までの経過表の中には2月からのあれしかないものですから、地元紙に9月と載っと思ったんですけども、この9月というのは間違いなんですか。そこをちょっとお聞きしたいです。

入江康仁議長

そのように質問してください。それなら分かるから。

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

お答えします。

議員がおっしゃってる9月というのは、今回の入札にかかる発注仕様書を作成したのが9月になります。そして、昨年9月に14者に対して組合は見積りを依頼させていただいて、その結果、4者から見積り提出があったと聞いております。

以上です。

入江康仁議長

いいですか。

原議員。

5 番 原隆伸議員

紀北町の分担金が46億7,568万円でございます。紀北町の税金も使われていることでございますので、204億円の40万円の差について、もう少し住民に負担がかからんような方法にならないか、検討していただく方法はないかなと思って今質問しているんですけども。

昔は、一般競争入札というのは、1者入札の場合は原則入札取りやめになっていたんですけども、令和2年11月1日から1者入札でもいいようになりました。

そして、今回プロポーザルということで、何か分かったような分らんような理解しにくいところがありますので、ちょっとそこら辺についてもう一度検討する余地があるんじゃないかなというような感じで、私もちょっとこの資料だけじゃ分かりにくいところがありますので、町長にもう一度考えていただければなという気持ちでございます。最後に答弁をお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

住民に負担がかからないようにということで、最初71 tのが59 tにもなりました。そういったものは工夫していますし、その後の運営において負担をできるだけかけないようにするというのは、ごみ減量とか、そういった部分をしっかりやっていくという話になってくると思います。運営費は100%自治体負担になりますので、住民の皆さんのごみ減量が、即、こういった経費の削減につながるものだと思っております。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

随意契約の形を取るプロポーザルでございますので、プロポーザル方式というのは随意契約の形になるんじゃないんですか。私の見る限りにおいて、そのように書いていたような気がするんですが。結果としては1者ということでございますので、そういうふうな形になっている。

そして、今回の総合評価一般競争入札方式と公募型プロポーザル方式について、事業者選定方法の比較ということで、公募型プロポーザル方式というのは、概要として、評価の最も高い提案を行った者を優先交渉権者として、優先交渉権者との間で交渉を行い、契約を締結。公募時の条件としては変更の余地あり。交渉不調として、次順位交渉権者との交渉とあります。

これでいくとプランテックが落札したことになっていますけれども、八千代エンジニアリングも載っています。それで、契約は1本になっていますね。差が40万円になったいきさつというのは、そこらに何か含まれているような気がします。私としては、今、ここまでしか言えませんので、これをもって私の一般質問を終了させていただきます。

入江康仁議長

答弁は要らないの。

5 番 原隆伸議員

答弁をお願いします。

尾上壽一町長

いいですか、答弁。

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと誤解があるように思いますので、総合評価方式とかプロポーザル、そういったことについて課長のほうから答弁いただきます。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

お答えします。

議員ご指摘のプロポーザル方式での契約のほうなんですけれども、こちらは、運営とは別の建設工事、運営に係る施工監理の部分です。そちらはプロポーザル方式で行われて、八千代エンジニアリングさんが落札しております。

一方、建設工事、施設の運営に関するものは総合評価方式の一般競争入札で行われて、プランテックさんが代表企業として落札されております。

以上です。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

2つのものが一緒になっているものですから分かりにくい。また、2つのものが一緒になっているものやから、何か40万円で収まったというふうに感じるような次第でございます。

これにて、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

入江康仁議長

これで原隆伸議員の質問を終わります。

以上で、通告済みの質問は全て終了いたしました。

入江康仁議長

本日はこれで散会といたします。

どうも皆さんご苦労さまでございました。

(午後 2 時 37分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 7 年 1 月 2 2 日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 平野隆久

紀北町議会議員 脇 昭博